

---

# 第6次新座市行財政改革大綱 実施計画（案）

---



平成28年 月

新 座 市

# 目 次

## I 実施計画の概要

|   |             |   |
|---|-------------|---|
| 1 | 計画策定の趣旨     | 1 |
| 2 | 計画の推進期間     | 1 |
| 3 | 推進体制        | 1 |
| 4 | 進捗状況等の公表    | 1 |
| 5 | 実施計画の取組事項一覧 | 2 |

## II 取組事項

|   |                         |     |
|---|-------------------------|-----|
|   | 実施計画の見方                 | 5   |
| 1 | 連帯と協働による市民力・地域力の向上      |     |
|   | (1) 市民活動の活性化            | 6   |
|   | (2) 情報の共有と発信力の強化        | 8   |
| 2 | 組織力・職員力の向上              |     |
|   | (1) 効率的な組織・体制づくり        | 1 1 |
|   | (2) 組織の活性化              | 1 3 |
|   | (3) 職員の能力向上と意識改革の推進     | 1 4 |
| 3 | 新たな発想・新たな視点による行財政運営の推進  |     |
|   | (1) 市税等収入の確保            | 1 6 |
|   | (2) 創意工夫による積極的な歳入確保     | 1 8 |
|   | (3) 事務事業の見直し            | 2 1 |
|   | (4) 公共施設の計画的・効率的なマネジメント | 2 3 |
|   | (5) 大型事業の計画的な推進         | 2 4 |
|   | (6) 情報化・業務効率化の推進        | 2 4 |
|   | (7) 市民満足度の高いサービスの提供     | 2 7 |
|   | (8) 民間活力の活用             | 2 8 |

# I 実施計画の概要

---

## 1 計画策定の趣旨

第6次新座市行財政改革大綱実施計画は、第6次新座市行財政改革大綱において掲げた各推進事項について、当面着手すべき具体的な取組事項を位置付けたものです。

## 2 計画の推進期間

実施計画の期間は、第6次新座市行財政改革大綱の推進期間に基づき平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

ただし、社会経済情勢の変化等に伴い、本計画の変更の必要が生じた場合には随時見直しを行います。

## 3 推進体制

実施計画の推進に当たっては、行財政改革を着実に実施するため、市長を本部長とする「新座市行財政改革推進本部」を中心とした全庁的な連携の下、進捗状況や成果を把握しながら効果的な進行管理を行います。

また、実施状況について、学識経験者等により構成された「新座市行財政改革推進委員会」に定期的に報告を行い、意見・提言を求めながら取り組むこととします。

## 4 進捗状況等の公表

実施計画の進捗状況については、毎年度、市ホームページ等を活用し、市民に分かりやすく公表します。

## 5 実施計画の取組事項一覧

### 1 連帯と協働による市民力・地域力の向上

#### (1) 市民活動の活性化

| 取組事項             | 担当課       | 頁 |
|------------------|-----------|---|
| 1 新たな市民活動の担い手づくり | コミュニティ推進課 | 6 |
| 2 地域活動団体等の連携強化   | コミュニティ推進課 | 6 |
| 3 町内会への委託化の推進    |           |   |
| ① 集会所管理業務        | コミュニティ推進課 | 6 |
| ② 児童遊園等管理業務      | みどりと公園課   | 6 |
| 4 有償ボランティア制度の推進  | 生活福祉課     | 7 |
| 5 大学との連携の推進      | 企画課、関係各課  | 7 |
| 6 地域担当職員制度の推進    | コミュニティ推進課 | 7 |

#### (2) 情報の共有と発信力の強化

| 取組事項            | 担当課         | 頁  |
|-----------------|-------------|----|
| 1 情報公開の推進       | 市政情報課       | 8  |
| 2 情報提供の充実       | 市政情報課       | 8  |
| 3 シティプロモーションの推進 | 市政情報課、観光推進課 | 9  |
| 4 オープンデータの推進    | 市政情報課       | 9  |
| 5 行政手続の周知       | 総務課         | 9  |
| 6 財政状況の公表       | 財政課         | 10 |
| 7 出前講座の活用       | 生涯学習スポーツ課   | 10 |

### 2 組織力・職員力の向上

#### (1) 効率的な組織・体制づくり

| 取組事項                 | 担当課       | 頁  |
|----------------------|-----------|----|
| 1 組織機構の見直し           | 企画課       | 11 |
| 2 プロジェクト方式の推進        | 企画課       | 11 |
| 3 定員管理の適正化           | 人事課       | 11 |
| 4 外郭団体への補助金や委託事務の見直し |           |    |
| ① 社会福祉協議会            | 生活福祉課     | 12 |
| ② シルバー人材センター         | 長寿支援課     | 12 |
| ③ 体育協会               | 生涯学習スポーツ課 | 12 |
| 5 附属機関等の整理合理化        | 企画課       | 12 |

#### (2) 組織の活性化

| 取組事項                    | 担当課 | 頁  |
|-------------------------|-----|----|
| 1 職員提案制度の活性化            | 企画課 | 13 |
| 2 多様な人材の確保              | 人事課 | 13 |
| 3 多様な働き方への支援（勤務体系・休暇制度） | 人事課 | 13 |

#### (3) 職員の能力向上と意識改革の推進

| 取組事項         | 担当課 | 頁  |
|--------------|-----|----|
| 1 給与・諸手当の適正化 | 人事課 | 14 |
| 2 超過勤務時間の縮減  | 人事課 | 14 |
| 3 人事評価制度の推進  | 人事課 | 14 |

|                              |     |    |
|------------------------------|-----|----|
| 4 人材育成基本方針に基づく研修の実施・自己啓発の支援等 | 人事課 | 15 |
|------------------------------|-----|----|

### 3 新たな発想・新たな視点による行財政運営の推進

#### (1) 市税等収入の確保

| 取組事項                       | 担当課    | 頁  |
|----------------------------|--------|----|
| 1 市税等の徴収強化                 | 納税課    | 16 |
| 2 税外債権の徴収強化                |        |    |
| ① 保育料・延長保育料                | 子育て支援課 | 16 |
| ② 放課後児童保育室使用料              | 子育て支援課 | 16 |
| ③ 後期高齢者医療保険料               | 長寿支援課  | 17 |
| ④ 介護保険料                    | 介護保険課  | 17 |
| ⑤ 下水道使用料・下水道事業受益者負担金       | 下水道課   | 17 |
| ⑥ 水道料金                     | 水道業務課  | 17 |
| ⑦ その他裁判所を通じた手続を経て債権回収を行うもの | 納税課    | 17 |
| 3 未申告者に対する申告指導             |        |    |
| ① 市県民税等                    | 市民税課   | 18 |
| ② 償却資産                     | 資産税課   | 18 |
| 4 適正な税財源の移譲についての国県への要望     | 企画課    | 18 |

#### (2) 創意工夫による積極的な歳入確保

| 取組事項                       | 担当課   | 頁  |
|----------------------------|---|----|
| 1 市有財産の売払い・貸付け             | 管財契約課   | 18 |
| 2 国県の補助制度等の活用              | 財政課   | 19 |
| 3 観光都市づくりの推進               | 観光推進課   | 19 |
| 4 市街化調整区域の有効活用             | 地下鉄12号線延伸促進室、まちづくり計画課、(仮称)大和田二・三丁目地区土地区画整理事業推進室 | 19 |
| 5 企業誘致の推進                  | 経済振興課、(仮称)大和田二・三丁目地区土地区画整理事業推進室                 | 20 |
| 6 ふるさと納税の促進                | 企画課   | 20 |
| 7 新たな寄附制度(クラウドファンディング等)の検討 | 企画課、観光推進課                                       | 21 |

#### (3) 事務事業の見直し

| 取組事項               | 担当課     | 頁  |
|--------------------|---------|----|
| 1 事務事業評価制度の推進      | 企画課     | 21 |
| 2 事務事業の見直し         | 企画課、財政課 | 21 |
| 3 補助金・負担金の見直し      | 企画課、財政課 | 21 |
| 4 使用料・手数料等の見直し     | 企画課、財政課 | 22 |
| 5 地方公会計の活用         | 財政課     | 22 |
| 6 下水道事業の公営企業会計への移行 | 下水道課    | 22 |

#### (4) 公共施設の計画的・効率的なマネジメント

| 取組事項  | 担当課              | 頁  |
|---|------------------|----|
| 1 計画的な公共施設等の改修改築・統廃合・長寿命化等の推進(公共施設等総合管理計画の推進) |                  |    |
| ①-ア 市役所新庁舎                                    | 新庁舎建設推進室         | 23 |
| ①-イ その他の公共建築物                                 | 企画課、施設営繕課、各施設所管課 | 23 |
| ② インフラ資産(道路、橋りょう、下水道等)                        | 道路課、下水道課         | 23 |

|             |     |    |
|-------------|-----|----|
| 2 国有地等の有効活用 | 企画課 | 24 |
|-------------|-----|----|

(5) 大型事業の計画的な推進

| 取組事項          | 担当課 | 頁  |
|---------------|-----|----|
| 1 大型事業の計画的な推進 | 企画課 | 24 |
| 2 借地の買取り      | 財政課 | 24 |

(6) 情報化・業務効率化の推進

| 取組事項              | 担当課           | 頁  |
|-------------------|---------------|----|
| 1 情報システムの最適化      | 市政情報課         | 24 |
| 2 行政手続のオンライン化の推進  | 市政情報課         | 25 |
| 3 情報セキュリティ対策の強化   |               |    |
| ① ネットワークのセキュリティ強化 | 市政情報課         | 25 |
| ② 職員の情報リテラシーの向上   | 市政情報課         | 25 |
| ③ 新たな認証システムの導入    | 市政情報課         | 26 |
| 4 行政事務のペーパーレス化    | 総務課、市政情報課     | 26 |
| 5 庶務業務等の効率化       | 人事課、市政情報課、財政課 | 26 |
| 6 広域連携の推進         | 企画課           | 27 |

(7) 市民満足度の高いサービスの提供

| 取組事項                        | 担当課            | 頁  |
|-----------------------------|----------------|----|
| 1 窓口サービスの利便性向上              | 企画課            | 27 |
| 2 証明書自動発行サービスの充実（コンビニ交付の導入） | 市政情報課、市民税課、市民課 | 27 |
| 3 社会保障・税番号（マイナンバー）制度の活用     |                |    |
| ① 個人番号の活用                   | 企画課            | 28 |
| ② 個人番号カードの多目的利用             | 市政情報課、企画課      | 28 |
| 4 出張所機能の充実                  | 市民課            | 28 |

(8) 民間活力の活用

| 取組事項                      | 担当課     | 頁  |
|---------------------------|---------|----|
| 1 指定管理者制度の導入              |         |    |
| ① 有料自転車駐車場                | 市民安全課   | 29 |
| ② 公民館・コミュニティセンター          | 中央公民館   | 29 |
| ③ 中央図書館・視聴覚ライブラリー・福祉の里図書館 | 中央図書館   | 29 |
| ④ ふるさと新座館                 | ふるさと新座館 | 29 |
| 2 民間委託等の推進                |         |    |
| ① 電話交換業務                  | 管財契約課   | 29 |
| ② 広報紙配布業務                 | 市政情報課   | 29 |
| ③ 観光事業                    | 観光推進課   | 29 |
| ④ 図書館分館運営業務               | 中央図書館   | 30 |
| ⑤ 学校給食調理業務                | 学務課     | 30 |
| ⑥ その他                     | 関係各課    | 30 |
| 3 新たな民間活力導入手法の検討          | 企画課     | 31 |

## II 取組事項

実施計画の見方

第6次行財政改革大綱で掲げる「三つの柱」

### 3 新たな発想・新たな視点による行財政運営の推進

#### (1) 市税等収入の確保

推進事項の名称

| 市税等の徴収強化                            |   | 担当課                                 |                                     |                                     |          |          |                                     |                                     |                                     |                                     |                                     |  |
|-------------------------------------|---|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|----------|----------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--|
| 現状・課題                               | 雇用環境が回復し景気は緩やかに回復している中でも、滞納税負担の公平性や確実な収入の確保の観点から、収納率の向上を図る。   | 税務課                                 |                                     |                                     |          |          |                                     |                                     |                                     |                                     |                                     |  |
| 目標                                  | 平成 26 年度の市税の収納率(現年度分)98.2%を平成 32 年度に98.5%とする。また、平成 26 年度の国民健康保険税の収納率(現年度分)88.5%を平成 32 年度に88.5%とする。  |                                     |                                     |                                     |          |          |                                     |                                     |                                     |                                     |                                     |  |
| 取組内容                                | 納期内納付を推進するため、口座振替納付、コンビニ納付、クレジットカード納付、インターネットを利用した納付(都度払い)により、納税環境の整備を図っているが、今後はマルチメディア納付、クレジットカード納付(継続払い)、インターネットを利用した納付の導入、更なる納税環境の整備を図る。<br>また、納税コールセンターを活用し、現年度分の滞納の早期回収を図るとともに、滞納繰越額の削減を図る。  |                                     |                                     |                                     |          |          |                                     |                                     |                                     |                                     |                                     |  |
| 年度別計画                               | <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31 年度</th> <th>平成 32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・実施<br/>・収納率<br/>市税 98.3%<br/>国保 88.5%</td> <td>・実施<br/>・収納率<br/>市税 98.3%<br/>国保 88.5%</td> <td>・実施<br/>・収納率<br/>市税 98.4%<br/>国保 88.5%</td> <td>・実施<br/>・収納率<br/>市税 98.4%<br/>国保 88.5%</td> <td>・実施<br/>・収納率<br/>市税 98.5%<br/>国保 88.5%</td> </tr> </tbody> </table> | 平成 28 年度                            | 平成 29 年度                            | 平成 30 年度                            | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | ・実施<br>・収納率<br>市税 98.3%<br>国保 88.5% | ・実施<br>・収納率<br>市税 98.3%<br>国保 88.5% | ・実施<br>・収納率<br>市税 98.4%<br>国保 88.5% | ・実施<br>・収納率<br>市税 98.4%<br>国保 88.5% | ・実施<br>・収納率<br>市税 98.5%<br>国保 88.5% |  |
| 平成 28 年度                            | 平成 29 年度  | 平成 30 年度                            | 平成 31 年度                            | 平成 32 年度                            |          |          |                                     |                                     |                                     |                                     |                                     |  |
| ・実施<br>・収納率<br>市税 98.3%<br>国保 88.5% | ・実施<br>・収納率<br>市税 98.3%<br>国保 88.5%   | ・実施<br>・収納率<br>市税 98.4%<br>国保 88.5% | ・実施<br>・収納率<br>市税 98.4%<br>国保 88.5% | ・実施<br>・収納率<br>市税 98.5%<br>国保 88.5% |          |          |                                     |                                     |                                     |                                     |                                     |  |

平成 27 年度現在の現状と課題を記載しています。

目標を達成するために、5年間で取り組む内容を記載しています。

現状や課題を踏まえ、この5年間で達成すべき目標を可能な限り数値化して記載しています。また、一部については長期的な視点で捉えた目標設定を行っています。

年度ごとの取組内容を記載しています。また、一部は年度ごとの目標値を記載しています。

| 2 税外債権の徴収強化 (①~⑦)   |  | 担当課 | 関係各課 |
|---------------------|--|-----|------|
| 現状・課題               | 滞納者へは、文書催告のほか、電話催告や臨宅徴収等を行っているが、納付に応じただけでない場合もある。<br>負担や制度の公平性を保つため、関係各課との連携の下、地方税と同様に強制徴収が可能な税外債権については財産調査を実施し、支払能力がある滞納者に対する差押え等を行い、強制徴収ができない税外債権については民事訴訟手続等による債権回収に努める必要がある。 |     |      |
| ① 保育料・延長保育料(子育て支援課) |  |     |      |

一つの取組事項が複数の課にまたがる場合は、①、②、③…として課ごとに、目標や取組内容を記載しています。

# 1 連帯と協働による市民力・地域力の向上

## (1) 市民活動の活性化

| 1 新たな市民活動の担い手づくり |  | 担当課      | コミュニティ推進課 |          |          |
|------------------|--|----------|-----------|----------|----------|
| 現状・課題            | 本市では、幅広い分野で市民による様々な活動が活発に行われているが、中心的な担い手の固定化や高齢化などの課題も見られるため、新たな担い手の育成や市民の自主的な活動の支援などが求められている。 |          |           |          |          |
| 目 標              | 誰もが気軽に市民活動に参加できるよう、ボランティア団体の紹介やセミナーの開催などを通じて、新たな担い手づくりを進める。                                    |          |           |          |          |
| 取 組 内 容          | 各種講座・セミナーの実施やボランティア・市民活動情報の収集・発信に努めるとともに、市民の自主的な活動の支援に向けた制度の構築について検討を行う。                       |          |           |          |          |
| 年度別計画            | 平成 28 年度   | 平成 29 年度 | 平成 30 年度  | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|                  | ・推進  | ・推進      | ・推進       | ・推進      | ・推進      |

| 2 地域活動団体等の連携強化 |   | 担当課      | コミュニティ推進課         |          |          |
|----------------|---|----------|-------------------|----------|----------|
| 現状・課題          | 本市では、幅広い分野で地域団体による活動が行われており、また、市内 3 大学も地域や行政等と連携し地域課題に取り組んでいる。こうした様々な活動の中で、一部の団体間では連携が進んでいるものの、個別に活動している団体も多いことから、地域活動の更なる活性化に向けて、各団体間の情報の共有化を図るなど、ネットワークの強化に取り組む必要がある。 |          |                   |          |          |
| 目 標            | 地域活動団体、市内 3 大学、市などの地域活動に携わる各団体間のネットワークを強化し、地域活動の更なる活性化を図る。  |          |                   |          |          |
| 取 組 内 容        | 各団体で構成する連絡調整会議を設置するなど、地域活動に係る団体間の情報の共有化を進める。  |          |                   |          |          |
| 年度別計画          | 平成 28 年度  | 平成 29 年度 | 平成 30 年度          | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|                | ・推進   | ・推進      | ・連絡調整会議の設置<br>・推進 | ・推進      | ・推進      |

| 3 町内会への委託化の推進 (①・②)          |  | 担当課             | 関係各課           |                 |                |
|------------------------------|--|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| 現状・課題                        | 集会所等の地域に開放された公共施設の管理を町内会が行うことにより、施設管理の効率化や施設の利便性向上等を図ることができるため、町内会への委託化を更に推進する必要がある。     |                 |                |                 |                |
| <b>① 集会所管理業務 (コミュニティ推進課)</b> |  |                 |                |                 |                |
| 目 標                          | 平成 32 年度までに全ての集会所の管理業務を町内会へ委託する。   |                 |                |                 |                |
| 取 組 内 容                      | 現在、個人へ管理を委託している集会所 1 棟について、管理人の交代時等に町内会に対し委託を働きかける。また、今後新たに建設する集会所についても、町内会による管理を推進していく。 |                 |                |                 |                |
| 年度別計画                        | 平成 28 年度   | 平成 29 年度        | 平成 30 年度       | 平成 31 年度        | 平成 32 年度       |
|                              | ・推進  | ・推進<br>・建替え 1 棟 | ・推進<br>・新設 1 棟 | ・推進<br>・建替え 1 棟 | ・推進<br>・新設 1 棟 |
| <b>② 児童遊園等管理業務 (みどりと公園課)</b> |  |                 |                |                 |                |
| 目 標                          | 平成 27 年度に 42 団体であった委託町内会を平成 32 年度までに 47 団体に拡大する。   |                 |                |                 |                |



|       |  |                       |                       |                       |                       |
|-------|--|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 取組内容  | 委託していない町内会への協力を求めるとともに、既に実施している町内会についても、委託遊園数を増やすための働きかけを行う。 |                       |                       |                       |                       |
| 年度別計画 | 平成 28 年度<br>・推進 43 団体  | 平成 29 年度<br>・推進 44 団体 | 平成 30 年度<br>・推進 45 団体 | 平成 31 年度<br>・推進 46 団体 | 平成 32 年度<br>・推進 47 団体 |

| 4 有償ボランティア制度の推進 |  |                                 | 担当課                             | 生活福祉課                           |                                 |
|-----------------|--|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 現状・課題           | 有償ボランティア制度(地域支え合いボランティア事業)は、市民同士の支え合いに賛同される方々に協力いただき、高齢者や障がい者の日常生活における困りごとの手伝いをするを目的に平成 25 年度から実施しているものである。利用件数等の増加を図るとともに、若い世代に協力会員として登録してもらえるよう、更なる周知を図る必要がある。 |                                 |                                 |                                 |                                 |
| 目 標             | 事業の更なる活性化を図り、年間利用時間 900 時間を目指す。  |                                 |                                 |                                 |                                 |
| 取組内容            | 広報紙や市ホームページを活用し、本事業の周知を行うとともに、特に不足している協力会員の募集を行い、利用時間の増加を図る。   |                                 |                                 |                                 |                                 |
| 年度別計画           | 平成 28 年度<br>・推進<br>・利用時間 900 時間  | 平成 29 年度<br>・推進<br>・利用時間 900 時間 | 平成 30 年度<br>・推進<br>・利用時間 900 時間 | 平成 31 年度<br>・推進<br>・利用時間 900 時間 | 平成 32 年度<br>・推進<br>・利用時間 900 時間 |

| 5 大学との連携の推進 |   |                 | 担当課             | 企画課、関係各課        |                 |
|-------------|---|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 現状・課題       | 市内 3 大学(跡見学園女子大学、十文字学園女子大学、立教大学)との連携協力に関する包括協定に基づき、福祉、教育、文化、スポーツ、環境、防災、観光などの各分野において相互に協力し、相互の活動の充実を図るとともに、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とした連携事業を実施している。今後も、更なる連携事業の創出に努め、連携・協力体制を強化していく必要がある。 |                 |                 |                 |                 |
| 目 標         | 市内 3 大学との連携事業を更に拡大し、連携・協力体制の充実を図る。  |                 |                 |                 |                 |
| 取組内容        | 市が主催する事業への参加協力、各大学における公開講座の開催、各審議会等における大学教授等の委員委嘱、大学施設の市民開放など、大学の持つ様々な資源を活用するとともに、大学の実践的な研究や教育の場として本市の持つ資源を活用していただく。  |                 |                 |                 |                 |
| 年度別計画       | 平成 28 年度<br>・推進   | 平成 29 年度<br>・推進 | 平成 30 年度<br>・推進 | 平成 31 年度<br>・推進 | 平成 32 年度<br>・推進 |

| 6 地域担当職員制度の推進 |   |  | 担当課 | コミュニティ推進課 |  |
|---------------|---|--|-----|-----------|--|
| 現状・課題         | 平成 18 年度に開始した行政連絡員制度については、市民との連帯と協働による市政を推進するため、地域における市民の要望や意向を職員が直接把握し、行政と地域との橋渡しをすることを目的としているが、現状は、一人での外出が困難な高齢者や障がい者を対象とした諸証明書等の宅配サービスにとどまっている。そのため、職員が地域に出向き、行政情報の提供や地域の課題の解決に向けた取組を推進する地域担当職員制度を導入し、地域と行政のつながりを深めていく必要がある。 |  |     |           |  |
| 目 標           | 地域担当職員制度を推進し、地域と行政のつながりを深めることで、地域コミュニティ活動の更なる活性化を目指す。   |  |     |           |  |
| 取組内容          | 平成 28 年度から地域担当職員制度を導入し、実施する。また、実施状況や地域の意向等を踏まえながら、連帯と協働による市政運営の推進に資するよりよい制度の在り方について随時検討を行う。   |  |     |           |  |

|       | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 年度別計画 | ・制度導入、推進 | ・推進      | ・推進      | ・推進      | ・推進      |

## (2) 情報の共有と発信力の強化

| 1 情報公開の推進 |   | 担当課                               | 市政情報課    |          |          |  |
|-----------|---|-----------------------------------|----------|----------|----------|--|
| 現状・課題     | <p>情報公開制度については、市民の制度に対する認知度を更に高めることが課題である。今後も情報公開制度の周知を図るとともに、個人情報保護に配慮しつつ情報公開の総合的な推進に努める必要がある。</p>   |                                   |          |          |          |  |
| 目 標       | <p>情報公開制度の充実や適切な運用を図り、市民の的確な理解と評価の下での公正で開かれた行政を実現するとともに、市民の市政参画を促進する。</p>   |                                   |          |          |          |  |
| 取 組 内 容   | <p>市民の市政に対する理解と信頼を深めるため、情報の提供、会議の公開などを更に積極的に推進し、情報公開制度を充実させていく。<br/>また、平成 30 年 1 月に予定されている市役所新庁舎の開庁に合わせて、市民等が気軽に市政情報を閲覧できる情報公開スペースの拡充を図る。</p> |                                   |          |          |          |  |
| 年度別計画     | 平成 28 年度  | 平成 29 年度                          | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |  |
|           | ・推進   | ・推進<br>・市役所の情報公開スペースの拡充(市役所新庁舎開庁) | ・推進      | ・推進      | ・推進      |  |

| 2 情報提供の充実 |   | 担当課      | 市政情報課                       |          |          |  |
|-----------|---|----------|-----------------------------|----------|----------|--|
| 現状・課題     | <p>市民への情報提供手段として大きな役割を担う広報紙やホームページ、SNS等について、掲載する情報の整理や掲載までの手順の見直しを随時行っている。各媒体が市民にとって更に分かりやすく魅力的なものとなるよう、新たな情報の発信の手法について検討する必要がある。<br/>また、市が保有するデータの活用方法について検討を行い、事業者と連携したスマートフォン・タブレット端末向けのアプリ開発など、新たなサービスの提供について検討する必要がある。</p>                                       |          |                             |          |          |  |
| 目 標       | <p>広報紙やホームページ、SNS等において、提供する情報の内容・量・更新頻度等の管理を適切に行い、市民への情報提供手段及び市のPR手段としての役割の充実を図る。</p>   |          |                             |          |          |  |
| 取 組 内 容   | <p>広報紙の掲載情報の精査を行い、市民が必要とする情報のよりの確な提供に努める。<br/>ホームページやSNS等については、各課職員に対し、随時市ホームページ管理運営システムとSNS利用に関する研修等により、情報発信力の向上を図り、的確な情報提供を行う。また、平成 30 年 3 月に予定しているホームページ管理運営システムの更新の際には、他自治体における運用方法について調査・研究し、ホームページ管理・運営の更なる充実を図る。<br/>さらに、スマートフォン・タブレット端末向けの情報提供アプリ等の配信を行う。</p> |          |                             |          |          |  |
| 年度別計画     | 平成 28 年度  | 平成 29 年度 | 平成 30 年度                    | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |  |
|           | ・広報にいざの全戸配布開始<br>・スマートフォン・タブレット端末向けアプリの配信(「i 広報紙」、「ごみ分別アプリ」)<br>・検討、実施  | ・検討、実施   | ・市ホームページ管理システムの更新<br>・検討、実施 | ・検討、実施   | ・検討、実施   |  |

| 3 シティプロモーションの推進 |   | 担当課      | 市政情報課、観光推進課 |          |          |
|-----------------|---|----------|-------------|----------|----------|
| 現状・課題           | 自治体間競争の時代と言われる中であっても、多くの方に選ばれ、「住んでよかった、ずっと住み続けたい」と思っただけのまちを実現するためには、本市の魅力の更なる向上に努めるとともに、様々な手法を通じて市の魅力を広く内外へ発信し、市民を始め多くの人の愛着を育み、定住者や来訪者の増加を図っていく必要がある。<br>特に、観光都市づくりについては、本市の魅力を伝え、体感してもらう上で有効な取組であることから、その情報については積極的に発信していくことが重要である。                  |          |             |          |          |
| 目標              | 本市の魅力を高め内外へ広く発信することにより、市への愛着と誇りを醸成するとともに、来訪者や定住者の増加を促進し、市の活力の維持・向上を図る。  |          |             |          |          |
| 取組内容            | ホームページやSNS、広報紙への情報掲載を始め、様々な手法や機会を活用し、市政情報を市内内外へ幅広く発信する。<br>観光都市づくりについては、体験型事業や近隣自治体と連携した広域周遊ルートの構築などの新たな取組を通じて市の魅力の発信を行う。また、新座ブランド認定事業やふるさと納税促進事業のほか、市イメージキャラクター「ゾウキリン」や観光親善大使によるPR活動、さらに、新座市産業観光協会や旅行会社等の民間事業者、各種メディア等と連携した情報発信を行い、国内外に向けた効果的なPRを行う。 |          |             |          |          |
| 年度別計画           | 平成 28 年度  | 平成 29 年度 | 平成 30 年度    | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|                 | ・推進   | ・推進      | ・推進         | ・推進      | ・推進      |

| 4 オープンデータの推進 |  | 担当課      | 市政情報課    |          |          |
|--------------|--|----------|----------|----------|----------|
| 現状・課題        | 市が保有するデータ(地図情報、統計情報等)については、市ホームページ上で一部公開をしているものの、現状ではデータを保有する部署ごとにページを作成しているため、全庁横断的にデータを管理・公開しているページが存在していない。市民等のデータ活用(二次利用)の促進を図るため、一元的に公開する仕組みを構築する必要がある。 |          |          |          |          |
| 目標           | 市が保有するデータを二次利用可能な状態で広く公開し、民間部門におけるデータの活用を促進することで、民間活動や地域経済の活性化を図るとともに、本市の魅力のPRや行政の透明性の向上、市民参画の推進、経済の活性化等を一体的に進める。  |          |          |          |          |
| 取組内容         | 県内市町村が保有するデータの横断的な活用を促進するため、埼玉県において平成28年3月から稼働させるオープンデータカタログシステムに本市の保有データを掲載し、本市ホームページでリンクの公開及び周知を行う。さらに、公開情報の二次利用を促進し、新たなサービスの創出につながる取組について検討する。            |          |          |          |          |
| 年度別計画        | 平成 28 年度   | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|              | ・県のオープンデータカタログシステムを利用した市の公開情報の掲載   | ・推進、検討   | ・推進、検討   | ・推進、検討   | ・推進、検討   |

| 5 行政手続の周知 |   | 担当課      | 総務課      |          |          |
|-----------|---|----------|----------|----------|----------|
| 現状・課題     | 条例、規則等に基づく処分に関する審査基準、標準処理期間等を設定し、所管課の窓口等で公表している。今後は、市民等に対する公表方法を検討し、拡充を図る必要がある。 |          |          |          |          |
| 目標        | 行政運営における公平性及び透明性を高め、市民の権利利益の保護を図る。  |          |          |          |          |
| 取組内容      | 行政手続の公表方法を拡充し、市民等への更なる周知を図る。  |          |          |          |          |
| 年度別計画     | 平成 28 年度  | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|           | ・検討   | ・検討      | ・検討      | ・検討      | ・拡充      |

| 6 財政状況の公表 |  | 担当課      | 財政課      |          |          |
|-----------|--|----------|----------|----------|----------|
| 現状・課題     | 市の財政状況については、広報紙や市ホームページを活用して財務書類等を公表することにより、市民に対して情報提供を行っている。<br>市民が、市の財政について更に関心を高め、理解を深められるようにするためには、これまで以上に市の財政の透明性を確保する必要がある。                          |          |          |          |          |
| 目 標       | 市の財政状況について分かりやすく公表し、市民との情報の共有化を促進する。   |          |          |          |          |
| 取 組 内 容   | バランスシートや行政コスト計算書などの財務書類の広報紙、市ホームページへの掲載や、「新座の家計簿」の発行等により、毎年度、市民に対し市の財政状況を分かりやすく公表する。また、平成 28 年度決算から導入予定の「統一的な基準による地方公会計」により、新たに得られる情報を有効活用し、財政の「見える化」に努める。 |          |          |          |          |
| 年度別計画     | 平成 28 年度   | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|           | ・実施  | ・実施      | ・実施      | ・実施      | ・実施      |

| 7 出前講座の活用 |  | 担当課                 | 生涯学習<br>スポーツ課       |                     |                     |
|-----------|--|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 現状・課題     | 市職員等が講師となり、行政の仕事を説明し、職員等が持つ専門知識を提供する出前講座を実施しているが、市民の生涯学習意欲に応え、市民の市政への理解を深め、市民と市が一体となって元気の出るまちづくりを推進するためには、市民が気軽に利用できるよう、講座内容の充実を努めるとともに、更なる周知を図る必要がある。 |                     |                     |                     |                     |
| 目 標       | 講座内容の充実及び利用の拡大を図り、利用件数を毎年度 350 件以上とすることを目指す。   |                     |                     |                     |                     |
| 取 組 内 容   | 毎年度、講座メニューの見直しを行い、講座内容の充実を努めるとともに、広報紙や市ホームページを通じて事業のPRを積極的に行う。   |                     |                     |                     |                     |
| 年度別計画     | 平成 28 年度   | 平成 29 年度            | 平成 30 年度            | 平成 31 年度            | 平成 32 年度            |
|           | ・実施<br>利用件数 350 件以上  | ・実施<br>利用件数 350 件以上 | ・実施<br>利用件数 350 件以上 | ・実施<br>利用件数 350 件以上 | ・実施<br>利用件数 350 件以上 |

## 2 組織力・職員力の向上

### (1) 効率的な組織・体制づくり

| 1 組織機構の見直し |  | 担当課      | 企画課      |          |          |
|------------|--|----------|----------|----------|----------|
| 現状・課題      | 新たな行政課題や特に強化して取り組む事務事業等への的確な対応を図るとともに、効率的で市民に分かりやすい組織を構築するため、組織機構の改革を実施してきたが、今後も、その時々々の行政課題に的確に対応した組織を維持するため、随時見直しを行うことが必要である。 |          |          |          |          |
| 目 標        | 複雑・多様化する市民ニーズや新たな行政課題に的確に対応し得る、柔軟性のある簡素で効率的な組織機構を確立する。   |          |          |          |          |
| 取 組 内 容    | スクラップ・アンド・ビルドの考えに基づき、限られた人員を効率的に配置するとともに、複雑・多様化する市民ニーズや新たな行政課題に的確に対応するため、随時組織機構の再編整備を図る。                                       |          |          |          |          |
| 年度別計画      | 平成 28 年度   | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|            | ・一部見直し<br>(障がい者福祉課<br>給付係の分割など<br>(4月1日付け))  | ・見直し(随時) | ・見直し(随時) | ・見直し(随時) | ・見直し(随時) |

| 2 プロジェクト方式の推進 |  | 担当課      | 企画課      |          |          |
|---------------|--|----------|----------|----------|----------|
| 現状・課題         | 現在、ボランティア・地域活動支援室、公有財産処理推進室、東久留米志木線推進室等について、プロジェクト方式を採用した組織として運用しているが、今後も、新たな行政課題等が発生した際には、迅速かつ柔軟に対応するため、随時プロジェクト方式による組織の設置を検討する必要がある。 |          |          |          |          |
| 目 標           | 必要に応じてプロジェクト方式による組織を設置し、新たな行政課題に迅速かつ柔軟に対応する。   |          |          |          |          |
| 取 組 内 容       | 組織機構の見直しや新たな行政課題の発生等の機会を捉えて、プロジェクト方式による組織を設置する。  |          |          |          |          |
| 年度別計画         | 平成 28 年度   | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|               | ・(仮称)大和田・坂之下橋整備事業推進室の新設(4月1日付け)<br>・(仮称)消費生活相談室の新設(4月1日付け)   | ・設置(随時)  | ・設置(随時)  | ・設置(随時)  | ・設置(随時)  |

| 3 定員管理の適正化 |  | 担当課 | 人事課 |
|------------|--|-----|-----|
| 現状・課題      | これまで平成 11 年度から 5 次わたる職員定数削減計画に基づき、職員定数の削減に取り組んできた。その後、複雑・多様化した市民ニーズへの対応や権限移譲等による業務量の増加などに弾力的に対応するため、平成 25 年度に職員定数適正化計画(計画期間:平成 26 年度～平成 32 年度)を策定し、削減ありきではなく、業務量の推移等を踏まえた適正な職員数を確保することとした。今後は、この計画に定めた各年度の職員定数を確保することが課題である。 |     |     |
| 目 標        | 職員定数適正化計画に定めた職員定数を確保する。  |     |     |

|       |   |                  |                  |                  |                              |
|-------|---|------------------|------------------|------------------|------------------------------|
| 取組内容  | <p>職員定数適正化計画に基づき計画的な採用を行うとともに、本市が求める資質を有している人材については、採用計画を上回る場合でも、前倒し採用を行う。また、再任用制度において、これまでの短時間勤務職員に加えて、雇用と年金の接続により新たに設けられ、職員定数にも含まれるフルタイムの再任用職員を積極的に登用していく。</p> <p>加えて、臨時職員や非常勤職員についても、待遇等に配慮しつつ積極的に任用し、効率的な人事配置を行う。</p> |                  |                  |                  |                              |
| 年度別計画 | 平成28年度  | 平成29年度           | 平成30年度           | 平成31年度           | 平成32年度                       |
|       | ・実施<br>・職員数 829人  | ・実施<br>・職員数 825人 | ・実施<br>・職員数 826人 | ・実施<br>・職員数 823人 | ・実施<br>・職員数 823人<br>・次期計画の策定 |

| 4 外郭団体への補助金や委託事務の見直し(①~③)  |  | 担当課     | 関係各課    |         |         |
|----------------------------|--|---------|---------|---------|---------|
| 現状・課題                      | <p>市の外郭団体である新座市社会福祉協議会、新座市シルバー人材センター及び新座市体育協会については、市と連携して事業を行うなど、市政の一翼を担っている。市では、これらの団体に対し、職員の派遣や運営費等に対する補助を行うなど、その活動を支援しているが、市と各団体との役割分担の明確化や、団体への補助や支援の適正化について検討する必要がある。</p> |         |         |         |         |
| <b>① 社会福祉協議会(生活福祉課)</b>    |  |         |         |         |         |
| 目 標                        | 運営費に対する補助や委託業務を見直し、市の財政負担を軽減するとともに、団体の自立を支援する。   |         |         |         |         |
| 取組内容                       | 委託業務の見直しや適正な補助金の支出等について検討を行う。  |         |         |         |         |
| 年度別計画                      | 平成28年度   | 平成29年度  | 平成30年度  | 平成31年度  | 平成32年度  |
|                            | ・検討、見直し  | ・検討、見直し | ・検討、見直し | ・検討、見直し | ・検討、見直し |
| <b>② シルバー人材センター(長寿支援課)</b> |  |         |         |         |         |
| 目 標                        | 運営費に対する補助や委託業務を見直し、市の財政負担の軽減を図るとともに、事業運営の自立を支援する。  |         |         |         |         |
| 取組内容                       | 委託業務の見直しや適正な補助金の支出等について検討を行う。  |         |         |         |         |
| 年度別計画                      | 平成28年度   | 平成29年度  | 平成30年度  | 平成31年度  | 平成32年度  |
|                            | ・検討、見直し  | ・検討、見直し | ・検討、見直し | ・検討、見直し | ・検討、見直し |
| <b>③ 体育協会(生涯学習スポーツ課)</b>   |  |         |         |         |         |
| 目 標                        | 事業費に対する補助や委託業務を見直し、市の財政負担を軽減するとともに、団体の自立を支援する。   |         |         |         |         |
| 取組内容                       | 平成28年度から5年間、体育施設等の指定管理者となったため、引き続き、補助の在り方や委託業務の内容等について検討する。  |         |         |         |         |
| 年度別計画                      | 平成28年度   | 平成29年度  | 平成30年度  | 平成31年度  | 平成32年度  |
|                            | ・検討、見直し  | ・検討、見直し | ・検討、見直し | ・検討、見直し | ・検討、見直し |

| 5 附属機関等の整理合理化 |  | 担当課 | 企画課 |  |  |
|---------------|--|-----|-----|--|--|
| 現状・課題         | <p>現在、条例・規則で設置される附属機関及び要綱等で設置される附属機関に類する会議体のうち、設置当時と現在では社会的背景が異なり必要性が薄れているものなどについては、現状に即した整理合理化を行う必要がある。あわせて、附属機関等の構成員への報酬等の額についても、業務内容や他自治体における額などを考慮し、最適化を図る必要がある。</p> |     |     |  |  |

|         |   |          |            |            |            |
|---------|---|----------|------------|------------|------------|
| 目 標     | 必要性の薄れた附属機関等については廃止、統合などの整理合理化を行う。また、附属機関等の構成員へ支払う報酬等の最適化を行う。 |          |            |            |            |
| 取 組 内 容 | 附属機関等について、設置目的や活動実績などを考慮しながら、行財政改革推進本部等において整理合理化を行う。          |          |            |            |            |
| 年度別計画   | 平成 28 年度  | 平成 29 年度 | 平成 30 年度   | 平成 31 年度   | 平成 32 年度   |
|         | ・検討、方針決定  | ・実施      | ・検討、実施(随時) | ・検討、実施(随時) | ・検討、実施(随時) |

## (2) 組織の活性化

| 1 職員提案制度の活性化 |   |          | 担当課      | 企画課      |          |
|--------------|---|----------|----------|----------|----------|
| 現状・課題        | 市の経費削減、事務能率の向上等に関するアイデアを中心に提案の募集を行っているが、これまで以上に活発な提案がなされるよう、募集の方法等について再検討する必要がある。 |          |          |          |          |
| 目 標          | 実施方法の見直しを図り、応募アイデアを増加させる。   |          |          |          |          |
| 取 組 内 容      | 職員の創意工夫による改善意見等が活発に提案されるよう、募集方法や審査方法等について検討を行う。                                   |          |          |          |          |
| 年度別計画        | 平成 28 年度  | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|              | ・検討、実施  | ・検討、実施   | ・検討、実施   | ・検討、実施   | ・検討、実施   |

| 2 多様な人材の確保 |   |          | 担当課      | 人事課      |          |
|------------|---|----------|----------|----------|----------|
| 現状・課題      | 近年、職務経験が豊富な職員の定年退職が続き、若手職員の育成が課題となっており、新規採用においても本市職員としての適正や資質を有する人材の確保が求められている。また、退職者の中には、採用が困難な職種である技師も含まれおり、本市職員採用試験においても受験者数自体が少なく、退職に見合う人員を確保するのが難しい状況となっている。 |          |          |          |          |
| 目 標        | 市職員としての適正や資質を有する人材の積極的な確保に努めるとともに、技師については、毎年度の技師退職者数と同程度の技師を採用する。   |          |          |          |          |
| 取 組 内 容    | 一般事務については、職員採用試験において集団討論や個別面接を実施するなど、受験者が本市が求める資質を有するかどうかを的確に判断する。<br>また、技師については、一級建築士や一級土木施工管理技士を対象に、職員採用試験の受験可能年齢など受験資格の緩和を行い、受験者の確保及び採用につなげる。                  |          |          |          |          |
| 年度別計画      | 平成 28 年度  | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|            | ・検討、実施  | ・検討、実施   | ・検討、実施   | ・検討、実施   | ・検討、実施   |

| 3 多様な働き方への支援（勤務体系・休暇制度） |   |  | 担当課 | 人事課 |  |
|-------------------------|---|--|-----|-----|--|
| 現状・課題                   | <p>複雑・多様化した市民ニーズへの対応や権限移譲等による業務量の増加などにより、年次有給休暇の取得率の向上が進んでいないことや超過勤務時間数が高止まりしている状況などが見られる。</p> <p>その一方、職員構成から見ると、特に若手に女性職員が多く、近年は、産前産後休暇、育児休業を取得する職員が多くなっている。また、国の重要施策の一つとして男性の育児参加が奨励されており、本市の男性職員においても育児休業を取得する職員が増加している。このほかにも、子どもの疾病や高齢となった親の介護等で介護休業を取得する職員もいる。こうした子育てや介護と仕事を両立させなければならない職員についても、市政運営の一翼を担う人材として、その働き方を支援することが必要である。</p> |  |     |     |  |

|         |   |          |          |          |          |
|---------|---|----------|----------|----------|----------|
| 目 標     | 年次有給休暇の取得日数を毎年度平均 16.0 日とする(平成 25 年実績平均 9.5 日)<br>また、多様な勤務体系として、国家公務員や民間企業等で導入が進められているフレックスタイム制、テレワーク等について調査研究を進める。   |          |          |          |          |
| 取 組 内 容 | 定期的な年次有給休暇取得の呼びかけや、各所属における年次有給休暇取得計画表の作成など、業務の閑散期等に交替で年次有給休暇を取得できる体制を整える。あわせて、子育てや介護等に係る休暇について、必要な職員が取得しやすい環境整備に努める。<br>また、フレックスタイム制、テレワーク等の多様な勤務体系等について、国や先進自治体の取組の調査研究を進める。 |          |          |          |          |
| 年度別計画   | 平成 28 年度  | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|         | ・実施、調査研究  | ・実施、調査研究 | ・実施、調査研究 | ・実施、調査研究 | ・実施、調査研究 |

### (3) 職員の能力向上と意識改革の推進

|                     |   |          |          |          |          |
|---------------------|---|----------|----------|----------|----------|
| <b>1 給与・諸手当の適正化</b> |   |          | 担当課      | 人事課      |          |
| 現状・課題               | 職員の給与は、国の人事院勧告、埼玉県人事委員会の勧告を踏まえ、国、県及び他市との支給水準の均衡等を考慮しながら支給しているが、超過勤務手当、特殊勤務手当及び通勤手当を始め、その他の諸手当(扶養手当、住居手当等)についても、国、県及び他市との支給水準の均衡等を考慮しながら見直しを検討していく必要がある。 |          |          |          |          |
| 目 標                 | 諸手当を見直すことにより、給与の適正化を図る。   |          |          |          |          |
| 取 組 内 容             | 国、県及び他市との支給水準の均衡等を考慮しながら、諸手当を見直す。   |          |          |          |          |
| 年度別計画               | 平成 28 年度  | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|                     | ・見直し(随時)  | ・見直し(随時) | ・見直し(随時) | ・見直し(随時) | ・見直し(随時) |

|                    |   |                    |                    |                    |                     |
|--------------------|---|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------|
| <b>2 超過勤務時間の縮減</b> |   |                    | 担当課                | 人事課                |                     |
| 現状・課題              | 超過勤務時間の増加は、財政面及び職員の健康管理面においても大きな影響を与えるため、縮減に向けた継続的な取組が必要である。  |                    |                    |                    |                     |
| 目 標                | 平成 32 年度までに超過勤務時間数を対平成 26 年度(93,909 時間)比で 10%縮減する。  |                    |                    |                    |                     |
| 取 組 内 容            | ノー残業デー・ノー残業ウィークの徹底、本庁安全衛生委員会による職場巡視の実施、幹部連絡会議での実績報告等により、所属長を始めとする職員全員の意識改革を図り、計画的な業務執行に努めるとともに、超過勤務の実態を把握・分析し、超過勤務時間の縮減を図る。 |                    |                    |                    |                     |
| 年度別計画              | 平成 28 年度  | 平成 29 年度           | 平成 30 年度           | 平成 31 年度           | 平成 32 年度            |
|                    | ・平成 26 年度比<br>2%縮減  | ・平成 26 年度比<br>4%縮減 | ・平成 26 年度比<br>6%縮減 | ・平成 26 年度比<br>8%縮減 | ・平成 26 年度比<br>10%縮減 |

|                    |  |  |     |     |
|--------------------|--|--|-----|-----|
| <b>3 人事評価制度の推進</b> |  |  | 担当課 | 人事課 |
| 現状・課題              | 地方公務員法の改正により、平成 28 年度から全職員を対象とした人事評価制度を実施する。本市の人事評価制度は、人材育成に主眼を置いており、このことを評価者、被評価者の双方が共通認識に立って業績評価及び能力評価に取り組むことが課題となる。また、評価結果を給与に反映するため、評価者研修等を通じて評価基準の統一化を図り、公平公正な制度の運用に努める必要がある。 |  |     |     |
| 目 標                | 人事評価制度を推進し、職務、勤務成績等を的確に処遇に反映させるなど、職員の能力、業績を一層重視した人事・給与制度を構築する。   |  |     |     |



|       |  |                   |                   |                   |                   |
|-------|--|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 取組内容  | 本市の人事評価制度の趣旨は人材育成であることを全職員に理解させ、この趣旨に即した制度運用がなされるよう周知徹底を図る。また、評価のバラつきを抑え、公平公正な制度となるよう、状況に応じて制度の手引きを改訂するとともに、評価者研修等を通じて評価基準の統一化を図る。 |                   |                   |                   |                   |
| 年度別計画 | 平成 28 年度   | 平成 29 年度          | 平成 30 年度          | 平成 31 年度          | 平成 32 年度          |
|       | ・推進<br>・周知・研修等の実施  | ・推進<br>・周知・研修等の実施 | ・推進<br>・周知・研修等の実施 | ・推進<br>・周知・研修等の実施 | ・推進<br>・周知・研修等の実施 |

|                                     |  |                                   |                                   |                                   |                                   |
|-------------------------------------|--|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| <b>4 人材育成基本方針に基づく研修の実施・自己啓発の支援等</b> |  |                                   | 担当課                               | 人事課                               |                                   |
| 現状・課題                               | 人材育成基本方針に基づき、人材育成の視点に立った人事管理の充実や、職場環境の改善等を行うとともに、様々な分野の幅広い研修を通じて総合的な人材育成に努めているが、更なる推進が必要である。 |                                   |                                   |                                   |                                   |
| 目標                                  | 各年度の研修受講者を集合研修 650 人、派遣研修 200 人にする。  |                                   |                                   |                                   |                                   |
| 取組内容                                | 人材育成基本方針に基づき職員研修等の充実を図るとともに、職員が自己啓発に取り組むための支援を行い、行政課題に的確に対応する能力を備えた職員を計画的かつ総合的に育成する。         |                                   |                                   |                                   |                                   |
| 年度別計画                               | 平成 28 年度   | 平成 29 年度                          | 平成 30 年度                          | 平成 31 年度                          | 平成 32 年度                          |
|                                     | ・実施<br>・集合研修 650 人<br>・派遣研修 200 人  | ・実施<br>・集合研修 650 人<br>・派遣研修 200 人 | ・実施<br>・集合研修 650 人<br>・派遣研修 200 人 | ・実施<br>・集合研修 650 人<br>・派遣研修 200 人 | ・実施<br>・集合研修 650 人<br>・派遣研修 200 人 |

### 3 新たな発想・新たな視点による行財政運営の推進

#### (1) 市税等収入の確保

| 1 市税等の徴収強化 |   | 担当課                                 | 納税課                                 |                                     |                                     |
|------------|---|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 現状・課題      | 雇用環境が回復し景気は緩やかに回復している中でも、滞納者は毎年発生しており、税負担の公平性や確実な収入の確保の観点から、収納率の向上を図る必要がある。   |                                     |                                     |                                     |                                     |
| 目標         | 平成 26 年度の市税の収納率(現年度分)98.2%を平成 32 年度までに 98.5%にする。また、平成 26 年度の国民健康保険税の収納率(現年度分)88.5%を維持する。  |                                     |                                     |                                     |                                     |
| 取組内容       | 納期内納付を推進するため、口座振替納付、コンビニ納付、クレジットカード納付(都度払い)により、納税環境の整備を図っているが、今後はマルチペイメントネットワークによる納付、クレジットカード納付(継続払い)、インターネットを利用した口座振替申込手続を導入し、更なる納税環境の整備を図る。<br>また、納税コールセンターを活用し、現年度分の滞納の早期解消を図るとともに、差押えや公売等の滞納処分強化を図り、滞納繰越額を圧縮する。 |                                     |                                     |                                     |                                     |
| 年度別計画      | 平成 28 年度  | 平成 29 年度                            | 平成 30 年度                            | 平成 31 年度                            | 平成 32 年度                            |
|            | ・実施<br>・収納率<br>市税 98.3%<br>国保 88.5%   | ・実施<br>・収納率<br>市税 98.3%<br>国保 88.5% | ・実施<br>・収納率<br>市税 98.4%<br>国保 88.5% | ・実施<br>・収納率<br>市税 98.4%<br>国保 88.5% | ・実施<br>・収納率<br>市税 98.5%<br>国保 88.5% |

| 2 税外債権の徴収強化 (①～⑦)            |   | 担当課                                     | 関係各課                                    |   |   |
|------------------------------|---|---|---|---|---|
| 現状・課題                        | 滞納者へは、文書催告のほか、電話催告や臨宅徴収等を行っているが、納付に応じていただけない場合もある。<br>負担や制度の公平性を保つため、関係各課との連携の下、地方税と同様に強制徴収が可能な税外債権については財産調査を実施し、支払能力がある滞納者に対する差押え等を行い、強制徴収ができない税外債権については民事訴訟手続等による債権回収に努める必要がある。 |   |   |   |   |
| <b>① 保育料・延長保育料(子育て支援課)</b>   |   |   |   |   |   |
| 目標                           | 平成 26 年度の保育料の収納率(現年度及び滞納繰越分)93.0%を平成 32 年度までに 95.5%にする。平成 26 年度の延長保育料の収納率(現年度及び滞納繰越分)72.4%を平成 32 年度までに 83.0%にする。  |   |   |   |   |
| 取組内容                         | 口座振替制度の奨励、督促状及び催告書の送付、電話催告等の実施により、滞納の早期解消に努める。保育料の高額滞納者等については、差押え等を実施し、徴収の強化を図る。  |   |   |   |   |
| 年度別計画                        | 平成 28 年度  | 平成 29 年度                                | 平成 30 年度                                | 平成 31 年度                                | 平成 32 年度                                |
|                              | ・実施<br>・収納率<br>保育料 93.5%<br>延長保育料 79.0%   | ・実施<br>・収納率<br>保育料 94.0%<br>延長保育料 80.0% | ・実施<br>・収納率<br>保育料 94.5%<br>延長保育料 81.0% | ・実施<br>・収納率<br>保育料 95.0%<br>延長保育料 82.0% | ・実施<br>・収納率<br>保育料 95.5%<br>延長保育料 83.0% |
| <b>② 放課後児童保育室使用料(子育て支援課)</b> |   |   |   |   |   |
| 目標                           | 平成 26 年度の放課後児童保育室使用料の収納率(現年度及び滞納繰越分)93.8%を平成 32 年度までに 96.5%にする。   |   |   |   |   |
| 取組内容                         | 口座振替制度の奨励、督促状及び催告書の送付、電話催告等の実施により、滞納の早期解消に努める。高額滞納者等については、民事訴訟手続等を実施し、徴収の強化を図る。   |   |   |   |   |
| 年度別計画                        | 平成 28 年度  | 平成 29 年度                                | 平成 30 年度                                | 平成 31 年度                                | 平成 32 年度                                |
|                              | ・実施<br>・収納率 94.5%   | ・実施<br>・収納率 95.0%                       | ・実施<br>・収納率 95.5%                       | ・実施<br>・収納率 96.0%                       | ・実施<br>・収納率 96.5%                       |

### ③ 後期高齢者医療保険料（長寿支援課）

|         |  |                               |                               |                               |                               |
|---------|--|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 目 標     | 収納率の向上を図り、平成 26 年度の収納率（現年度及び滞納繰越分・普通徴収）96.6%を平成 32 年度までに 97.1%にする。   |                               |                               |                               |                               |
| 取 組 内 容 | 口座振替、コンビニ納付の奨励、督促状及び催告書の送付、電話催告及び臨宅徴収の実施により、滞納の早期解消に努める。また、高額滞納案件については、関係各課と連携して財産調査を行い、滞納処分を執行する等、徴収の強化を図る。 |                               |                               |                               |                               |
| 年度別計画   | 平成 28 年度<br>・実施<br>・収納率 96.7%  | 平成 29 年度<br>・実施<br>・収納率 96.8% | 平成 30 年度<br>・実施<br>・収納率 96.9% | 平成 31 年度<br>・実施<br>・収納率 97.0% | 平成 32 年度<br>・実施<br>・収納率 97.1% |

### ④ 介護保険料（介護保険課）

|         |  |                               |                               |                               |                               |
|---------|--|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 目 標     | 収納率の向上を図り、平成 26 年度の収納率（現年度及び滞納繰越分）96.07%を平成 32 年度までに 96.6%にする。   |                               |                               |                               |                               |
| 取 組 内 容 | 口座振替、コンビニ納付の奨励、督促状及び催告書の送付、電話催告及び臨宅徴収の実施により、滞納の早期解消に努める。また、高額滞納案件については、関係各課と連携して財産調査を行い、滞納処分を執行する等、徴収の強化を図る。 |                               |                               |                               |                               |
| 年度別計画   | 平成 28 年度<br>・実施<br>・収納率 96.2%  | 平成 29 年度<br>・実施<br>・収納率 96.3% | 平成 30 年度<br>・実施<br>・収納率 96.4% | 平成 31 年度<br>・実施<br>・収納率 96.5% | 平成 32 年度<br>・実施<br>・収納率 96.6% |

### ⑤ 下水道使用料・下水道事業受益者負担金（下水道課）

|         |  |   |   |   |   |
|---------|--|---|---|---|---|
| 目 標     | 収納率の向上を図り、平成 26 年度の下水道使用料収納率（現年度及び滞納繰越分）97.9%を平成 32 年度までに 98.3%にする。<br>また、平成 26 年度の下水道事業受益者負担金収納率（現年度及び滞納繰越分）95.7%を平成 32 年度までに 97.0%にする。                         |   |   |   |   |
| 取 組 内 容 | 下水道使用料については、水道料金と合わせて徴収を行っているため、督促状等の発送や給水停止の執行により滞納の早期解消に努める。<br>また、下水道事業受益者負担金については、督促状及び催告書の送付、電話催告、臨宅徴収等の実施により、滞納の早期解消に努める。なお、高額滞納者等については、差押え等を実施し、徴収の強化を図る。 |   |   |   |   |
| 年度別計画   | 平成 28 年度<br>・実施<br>・収納率<br>使用料 98.1%<br>負担金 96.1%  | 平成 29 年度<br>・実施<br>・収納率<br>使用料 98.2%<br>負担金 96.3% | 平成 30 年度<br>・実施<br>・収納率<br>使用料 98.2%<br>負担金 96.5% | 平成 31 年度<br>・実施<br>・収納率<br>使用料 98.2%<br>負担金 96.7% | 平成 32 年度<br>・実施<br>・収納率<br>使用料 98.3%<br>負担金 97.0% |

### ⑥ 水道料金（水道業務課）

|         |   |                               |                               |                               |                               |
|---------|---|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 目 標     | 収納率の向上を図り、平成 26 年度の収納率（現年度及び滞納繰越分）98.1%を平成 32 年度までに 98.3%にする。           |                               |                               |                               |                               |
| 取 組 内 容 | 水道料金及び下水道使用料の滞納世帯を対象に給水停止を執行し、滞納金を徴収するとともに、支払履行誓約書の提出などを通じて、納付指導の徹底を図る。 |                               |                               |                               |                               |
| 年度別計画   | 平成 28 年度<br>・実施<br>・収納率 98.1%   | 平成 29 年度<br>・実施<br>・収納率 98.2% | 平成 30 年度<br>・実施<br>・収納率 98.2% | 平成 31 年度<br>・実施<br>・収納率 98.2% | 平成 32 年度<br>・実施<br>・収納率 98.3% |

### ⑦ その他裁判所を通じた手続を経て債権回収を行うもの（納税課）

|         |   |                 |                 |                 |                 |
|---------|---|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 目 標     | 非強制徴収公債権及び私債権の回収方法等を確立し、収納率の向上を図る。  |                 |                 |                 |                 |
| 取 組 内 容 | 地方税の滞納処分の例により強制徴収ができない債権については、支払督促や訴えの提起等民事訴訟手続による債権回収を実施するとともに、マニュアル等の整備により、適正な債権管理の方法を確立する。 |                 |                 |                 |                 |
| 年度別計画   | 平成 28 年度<br>・実施<br>・マニュアル等整備  | 平成 29 年度<br>・実施 | 平成 30 年度<br>・実施 | 平成 31 年度<br>・実施 | 平成 32 年度<br>・実施 |

|                             |   |                 |                 |                 |                 |
|-----------------------------|---|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| <b>3 未申告者に対する申告指導 (①・②)</b> |   |                 |                 | 担当課             | 関係各課            |
| 現状・課題                       | 課税の適正性や公平性を向上させるとともに、財源を確保するため、申告指導を更に推進する必要がある。  |                 |                 |                 |                 |
| <b>① 市県民税等 (市民税課)</b>       |   |                 |                 |                 |                 |
| 目 標                         | 課税の適正性や公平性を向上させるとともに、財源を確保する。   |                 |                 |                 |                 |
| 取 組 内 容                     | 未申告者に対して、申告書の発送、電話・臨宅による申告指導等を行う。また、申告指導による申告の実施率を向上させるため、例年の実績や市民の声に基づいて文書の内容や電話・臨宅の時間帯を検討し、実効性を高める。 |                 |                 |                 |                 |
| 年度別計画                       | 平成 28 年度<br>・実施   | 平成 29 年度<br>・実施 | 平成 30 年度<br>・実施 | 平成 31 年度<br>・実施 | 平成 32 年度<br>・実施 |
| <b>② 償却資産 (資産税課)</b>        |   |                 |                 |                 |                 |
| 目 標                         | 課税の適正性や公平性を向上させるとともに、財源を確保する。   |                 |                 |                 |                 |
| 取 組 内 容                     | 未申告者に対する催告や実地調査を行うとともに、法人市民税等の課税状況から情報を収集する。  |                 |                 |                 |                 |
| 年度別計画                       | 平成 28 年度<br>・実施   | 平成 29 年度<br>・実施 | 平成 30 年度<br>・実施 | 平成 31 年度<br>・実施 | 平成 32 年度<br>・実施 |

|                               |   |                     |                     |                     |                     |
|-------------------------------|---|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| <b>4 適正な税財源の移譲についての国県への要望</b> |   |                     |                     | 担当課                 | 企画課                 |
| 現状・課題                         | 地方分権改革においては、地方の発意に根差した新たな取組を推進するため、分権に関する提案募集を行うなど、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を行っている。今後も、地方分権改革の推進等により市の業務量は増大するものと見込まれるため、これに見合った適正な税財源の移譲が必要である。 |                     |                     |                     |                     |
| 目 標                           | 国県に対して、移譲事務や地方の実情に見合った適正な税財源を移譲するよう随時要望を行い、歳入の確保に努める。   |                     |                     |                     |                     |
| 取 組 内 容                       | 権限移譲を受ける際など、機会を捉えて国県へ適正な税財源の移譲を要望する。  |                     |                     |                     |                     |
| 年度別計画                         | 平成 28 年度<br>・要望(随時)   | 平成 29 年度<br>・要望(随時) | 平成 30 年度<br>・要望(随時) | 平成 31 年度<br>・要望(随時) | 平成 32 年度<br>・要望(随時) |

## (2) 創意工夫による積極的な歳入確保

|                       |   |                     |                     |                     |                     |
|-----------------------|---|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| <b>1 市有財産の売払い・貸付け</b> |   |                     |                     | 担当課                 | 管財契約課               |
| 現状・課題                 | 厳しい財政状況の中、未利用の市有地について、売却や月極駐車場としての貸付けを行うなど、積極的な歳入確保に努める必要がある。           |                     |                     |                     |                     |
| 目 標                   | 未利用の市有財産の積極的な売却や駐車場としての貸付け等を行い、歳入確保に努める。                                |                     |                     |                     |                     |
| 取 組 内 容               | 将来における活用の可能性など、個別にその実態や利用計画を改めて精査し、不用と判断した市有財産については、更に積極的に売却や貸付けを行っていく。 |                     |                     |                     |                     |
| 年度別計画                 | 平成 28 年度<br>・売却、貸付け   | 平成 29 年度<br>・売却、貸付け | 平成 30 年度<br>・売却、貸付け | 平成 31 年度<br>・売却、貸付け | 平成 32 年度<br>・売却、貸付け |

| 2 国県の補助制度等の活用 |  | 担当課      | 財政課      |          |          |
|---------------|--|----------|----------|----------|----------|
| 現状・課題         | 恒常化している財政難の中、事業の推進に当たっては、積極的に国県の補助金を活用していく必要がある。 |          |          |          |          |
| 目 標           | 国県の補助制度等を積極的に活用し、歳入の確保を図る。                       |          |          |          |          |
| 取 組 内 容       | 歳入財源を確保するため、情報収集に努め、国県の補助制度等を積極的に活用する。           |          |          |          |          |
| 年度別計画         | 平成 28 年度   | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|               | ・活用  | ・活用      | ・活用      | ・活用      | ・活用      |

| 3 観光都市づくりの推進 |   | 担当課      | 観光推進課    |          |          |
|--------------|---|----------|----------|----------|----------|
| 現状・課題        | 平成 18 年を元年とし、市民や事業者等と連携を図りながら取り組んできた「住んでよし、訪れてよし」の観光都市にいざづくりについては、市民の間に着実に浸透してきているが、これまでの取組や外国人観光客の急激な増加を始めとした社会情勢の変化、また、観光都市づくりが地方創生のための重要な取組の一つと位置付けられたこと等を踏まえ、更に拡大・発展させる必要がある。 |          |          |          |          |
| 目 標          | 第 2 次観光都市にいざづくりアクションプランに基づき事業を実施し、来訪者・定住者の増加や地域経済の活性化を図り、税収の伸びる豊かなまちづくりを実現する。   |          |          |          |          |
| 取 組 内 容      | 首都近郊に在りながら武蔵野の面影が残る自然、平林寺などの歴史的文化資産、地元で採れた豊富な農産物等を有効に活用するとともに、第 2 次観光都市にいざづくりアクションプランに基づき、新たに体験型事業や広域連携事業、外国人観光客の受入体制整備等を加えて拡大・発展させ、更に観光都市にいざづくりを推進する。                            |          |          |          |          |
| 年度別計画        | 平成 28 年度  | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|              | ・推進   | ・推進      | ・推進      | ・推進      | ・推進      |

| 4 市街化調整区域の有効活用 |   | 担当課 | 地下鉄 12 号線延伸促進室、まちづくり計画課、(仮称)大和田二・三丁目地区土地区画整理事業推進室 |
|----------------|---|-----|---|
| 現状・課題          | 本市は、東京都に隣接しながらも良好な市街地を形成できる可能性を秘めた市街化調整区域が市の中央部を中心に約 42%も残されている。この市街化調整区域について、市街化区域へ編入し、土地区画整理事業を実施するなど、更なる有効活用を進めるとともに、雑木林等の自然環境の保全・整備にも取り組み、水と緑のある新座ならではの良好な市街地を形成していく必要がある。こうした地方創生にもつながる取組を通じて、更なる定住人口及び交流人口の増加や地域経済の活性化を図り、将来にわたって税収の伸びるまちづくりを推進していく必要がある。   |     |   |
| 目 標            | 地区ごとの特性を踏まえながら、新座らしい自然環境と都市機能が融合した良好な市街地形成を図り、将来にわたって税収の伸びるまちづくりの実現を目指す。  |     |   |
| 取 組 内 容        | <p>国道 254 号沿道の大和田二・三丁目地区については、平成 28 年度中に市街化区域へ編入し、土地区画整理事業に係る工事に着手するとともに、速やかに土地利用を開始し、商工業施設の誘致による税収、雇用、消費の増加等を促進する。</p> <p>また、市中央部における新たな都市拠点の形成に向けて、地下鉄 12 号線(都営大江戸線)の延伸の早期実現を目指し、関係機関との調整等を進める。あわせて、新駅となる(仮称)新座中央駅周辺地区の土地区画整理事業の実施に向けて、関係地権者への説明や市民への周知、関係機関との調整等を行うとともに、医療や教育、商業等の施設誘致の取組を進める。</p> <p>その他の市街化調整区域についても、それぞれの区域の実情を踏まえた上で、土地区画整理事業の実施など、有効活用に向けた方策の検討を進める。</p> <p>なお、土地区画整理事業を実施する際には、緑地等の保全を目的とした特別減歩を行うなど、新たな発想で水と緑の潤いある新座ならではの良質な住環境の形成を目指します。</p> |     |   |

|       | 平成 28 年度   | 平成 29 年度   | 平成 30 年度   | 平成 31 年度   | 平成 32 年度   |
|-------|--|--|--|--|--|
| 年度別計画 | <ul style="list-style-type: none"> <li>大和田二・三丁目地区の土地区画整理事業の推進</li> <li>地下鉄 12 号線の延伸促進、(仮称)新座中央駅周辺地区のまちづくりの推進</li> <li>調査、検討</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>大和田二・三丁目地区の土地区画整理事業の推進</li> <li>地下鉄 12 号線の延伸促進、(仮称)新座中央駅周辺地区のまちづくりの推進</li> <li>調査、検討</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>大和田二・三丁目地区の土地区画整理事業の推進</li> <li>地下鉄 12 号線の延伸促進、(仮称)新座中央駅周辺地区のまちづくりの推進</li> <li>調査、検討</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>大和田二・三丁目地区の土地区画整理事業の推進</li> <li>地下鉄 12 号線の延伸促進、(仮称)新座中央駅周辺地区のまちづくりの推進</li> <li>調査、検討</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>大和田二・三丁目地区の土地区画整理事業の推進</li> <li>地下鉄 12 号線の延伸促進、(仮称)新座中央駅周辺地区のまちづくりの推進</li> <li>調査、検討</li> </ul> |

| 5 企業誘致の推進 |   | 担当課  | 経済振興課、(仮称)大和田二・三丁目地区土地区画整理事業推進室  |   |   |
|-----------|---|--|--|---|---|
| 現状・課題     | <p>大和田二・三丁目地区の土地区画整理事業に合わせて誘致する工業系・商業系企業の建築工事、開業に向けて、各企業と調整を図っていく必要がある。</p> <p>また、その他の地域についても企業立地を促進するため、企業立地等に係る情報の収集に努めるとともに、市内への立地を検討する企業へ情報提供を行うなどの取組を推進していく必要がある。</p>  |  |  |   |   |
| 目標        | <p>企業誘致により、税収の確保に加え、雇用機会の拡大・安定や消費の拡大を促進し、地域経済の活性化を図る。</p>   |  |  |   |   |
| 取組内容      | <p>大和田二・三丁目地区の土地区画整理事業により創出する大街区(企業集約地)への進出が予定されている工業系・商業系企業の建築工事及び開業に向けた取組が円滑に推進されるよう、各企業と調整を図る。</p> <p>また、その他の地域の企業誘致に向けて、埼玉県が進める県内立地企業に対する各種支援施策等の情報収集に努め、市内に立地を検討している企業へ適宜情報提供するとともに、商工会等とも連携を図りながら調査・検討を進める。</p> |  |  |   |   |
| 年度別計画     | 平成 28 年度  | 平成 29 年度   | 平成 30 年度   | 平成 31 年度  | 平成 32 年度  |
|           | <ul style="list-style-type: none"> <li>調査、検討</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>調査、検討</li> <li>大和田二・三丁目地区進出企業の建築工事</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>調査、検討</li> <li>大和田二・三丁目地区進出企業の建築工事(商業施設開業(予定))</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>調査検討</li> <li>大和田二・三丁目地区進出企業の建築工事(物流施設開業(予定))</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>調査、検討</li> </ul> |

| 6 ふるさと納税の促進 |   | 担当課  | 企画課  |  |  |
|-------------|---|--|--|--|--|
| 現状・課題       | <p>市外在住者の市への寄附(ふるさと納税)を促進するとともに、市の魅力のPR及び地域経済の活性化を図るため、寄附者への謝礼として特産品を送付するふるさと納税促進事業を実施している。今後は、謝礼とする特産品の追加や、クレジットカードを利用した寄附の導入など、実施内容の拡充について検討を行う必要がある。</p>                                       |  |  |  |  |
| 目標          | <p>ふるさと納税制度を通じて財源の確保に努めるとともに、特産品の提供を通じた市の魅力のPR及び地域経済の活性化を図る。</p>  |  |  |  |  |
| 取組内容        | <p>市外在住者からの寄附(ふるさと納税)に対する謝礼として送付する特産品の種類について、隔年で行う新座ブランドの認定と合わせて拡充の検討を行う。</p> <p>市への寄附(ふるさと納税)を促進するとともに特産品等を通じて市の魅力を発信するため、民間ポータルサイトなどを活用して市外在住者に対するPR活動を推進するほか、クレジットカードを利用した寄附の導入等について検討を行う。</p> |  |  |  |  |
| 年度別計画       | 平成 28 年度  | 平成 29 年度   | 平成 30 年度   | 平成 31 年度   | 平成 32 年度   |
|             | <ul style="list-style-type: none"> <li>推進</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>推進</li> <li>謝礼品追加の検討</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>推進</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>推進</li> <li>謝礼品追加の検討</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>推進</li> </ul> |

| 7 新たな寄附制度（クラウドファンディング等）の検討 |   | 担当課               | 企画課、観光推進課         |                   |                   |
|----------------------------|---|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 現状・課題                      | 厳しい財政状況の中、観光都市づくりを始め、市が実施する各事業を着実に推進するため、寄附制度等による新たな財源確保の手法について検討する必要がある。また、寄附等を通じて市内外の多くの方に本市の魅力を発信し、愛着を育むことができるような手法を検討する必要がある。   |                   |                   |                   |                   |
| 目 標                        | クラウドファンディング等の新たな寄附制度の活用を通じて財源の確保に努めるとともに、市のPRを図り、市への愛着や関心を醸成する。   |                   |                   |                   |                   |
| 取 組 内 容                    | クラウドファンディング等の調査・研究を進めるとともに、寄附制度の活用が有効な事業の抽出やその仕組みについて検討を行う。導入可能な場合は、適宜導入を図る。<br>また、新たな観光事業の推進に当たり、全国から資金を募るだけでなく、本市への愛着を育むため、新座版グリーンツーリズムの取組として実施するワイナリーのブドウ栽培等において、苗木のオーナー制度などによるクラウドファンディングの活用について検討する。 |                   |                   |                   |                   |
| 年度別計画                      | 平成 28 年度  | 平成 29 年度          | 平成 30 年度          | 平成 31 年度          | 平成 32 年度          |
|                            | ・調査、検討<br>・導入(随時)   | ・調査、検討<br>・導入(随時) | ・調査、検討<br>・導入(随時) | ・調査、検討<br>・導入(随時) | ・調査、検討<br>・導入(随時) |

### (3) 事務事業の見直し

| 1 事務事業評価制度の推進 |  | 担当課      | 企画課      |          |          |
|---------------|--|----------|----------|----------|----------|
| 現状・課題         | 平成 13 年度に取組を開始した事務事業評価制度については、平成 24 年度に実施方法等を見直し、毎年度各部 1 事業の合計 10 事業について評価を行い、評価結果を公表するとともに、予算等への反映を行うこととしている。引き続き、効果的な評価の実施方法や評価結果の活用方法について検討する必要がある。 |          |          |          |          |
| 目 標           | 事務事業評価制度の推進により、更に効果的な事務事業の実施に努め、行財政の効率化及び市民サービスの向上を目指す。  |          |          |          |          |
| 取 組 内 容       | 事務事業評価制度を推進するとともに、評価の実施方法や評価結果の活用方法等について引き続き検討を行う。   |          |          |          |          |
| 年度別計画         | 平成 28 年度   | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|               | ・検討、実施   | ・検討、実施   | ・検討、実施   | ・検討、実施   | ・検討、実施   |

| 2 事務事業の見直し |  | 担当課      | 企画課、財政課  |          |          |
|------------|--|----------|----------|----------|----------|
| 現状・課題      | 少子高齢化の進行に伴う厳しい財政状況が見込まれる中でも、多様な市民要望や新たな行政課題への確に対応するため、聖域なく事務事業の見直しを行う必要がある。        |          |          |          |          |
| 目 標        | 必要性の薄れた事務事業については随時縮小、廃止を行い、これにより生み出された財源を真に必要な事業へ投入する。                             |          |          |          |          |
| 取 組 内 容    | 市の全ての事務事業について、他の自治体のサービス水準との比較や、市民ニーズの動向、費用対効果等を考慮しながら、行財政改革推進本部等での検討を通じて随時見直しを行う。 |          |          |          |          |
| 年度別計画      | 平成 28 年度   | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|            | ・見直しの検討  | ・見直し(随時) | ・見直し(随時) | ・見直し(随時) | ・見直し(随時) |

| 3 補助金・負担金の見直し |   | 担当課 | 企画課、財政課 |  |  |
|---------------|---|-----|---------|--|--|
| 現状・課題         | 本市の財政規模に応じた柔軟性のある財政運営を図るため、公平性や公益性、社会経済情勢の変化等を考慮しながら、補助金、負担金の見直しを行う必要がある。 |     |         |  |  |
| 目 標           | 必要性の薄れた補助金・負担金については、随時縮小、廃止を行うなど、受益者負担の適正化を図る。                            |     |         |  |  |

|       |  |          |          |          |          |
|-------|--|----------|----------|----------|----------|
| 取組内容  | 補助金・負担金について、行政の責任領域や経費負担の在り方等を考慮しながら、随時見直しを行う。 |          |          |          |          |
| 年度別計画 | 平成 28 年度                                       | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|       | ・見直しの検討  | ・見直し(随時) | ・見直し(随時) | ・見直し(随時) | ・見直し(随時) |

| 4 使用料、手数料等の見直し |  |          | 担当課      | 企画課、財政課  |          |
|----------------|--|----------|----------|----------|----------|
| 現状・課題          | 厳しい財政状況の中で、一層の財政健全化を図るためには、社会経済情勢の変化に応じて公共施設の使用料や行政サービスの手数料等の見直しを行うなど、受益者負担の適正化を図る必要がある。 |          |          |          |          |
| 目 標            | 使用料、手数料等の見直しを行い、社会経済情勢の変化に応じて受益者負担の適正化を図る。   |          |          |          |          |
| 取組内容           | 公共施設の使用料や行政サービスの手数料等について、社会経済情勢や他自治体の水準等を踏まえ、随時見直しを行う。                                   |          |          |          |          |
| 年度別計画          | 平成 28 年度   | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|                | ・見直しの検討  | ・見直し(随時) | ・見直し(随時) | ・見直し(随時) | ・見直し(随時) |

| 5 地方公会計の活用 |   |                            | 担当課      | 財政課      |          |
|------------|---|----------------------------|----------|----------|----------|
| 現状・課題      | 国では、平成 30 年 1 月までに新たな地方公会計制度の導入を求めており、本市は平成 28 年度決算(平成 29 年度実施)から対応することとしている。導入に当たっては固定資産台帳の整備、複式仕訳の実施等の課題がある。また、活用にあたっては、国の事例等を参考に、本市に合った活用方法を検討する必要がある。 |                            |          |          |          |
| 目 標        | 平成 29 年度までに新たな地方公会計制度を導入し、より健全な財政運営を行う。   |                            |          |          |          |
| 取組内容       | 国のマニュアルに基づき、財務 4 表(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)を作成するとともに、先進自治体の取組事例等を参考に活用方法についての検討を行い、短期的、長期的な財政計画の策定を図る。  |                            |          |          |          |
| 年度別計画      | 平成 28 年度  | 平成 29 年度                   | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|            | ・固定資産台帳の整備<br>・複式仕訳の実施  | ・新たな地方公会計制度の導入<br>・活用方法の検討 | ・実施、活用   | ・実施、活用   | ・実施、活用   |

| 6 下水道事業の公営企業会計への移行 |   |                       | 担当課                   | 下水道課        |          |
|--------------------|---|-----------------------|-----------------------|-------------|----------|
| 現状・課題              | 今後、下水道施設の老朽化に伴う更新の費用の増大が見込まれる一方、節水意識の高まり等による使用水量・料金収入の減少が見込まれている。こうした中で、下水道事業を将来にわたり安定的に提供していくためには、公営企業会計を導入し、自らの経営状況、資産等の的確な把握に努め、中長期的な視野に立った計画的な財政運営等に取り組んでいく必要がある。 |                       |                       |             |          |
| 目 標                | 平成 31 年度から公営企業会計へ移行する。  |                       |                       |             |          |
| 取組内容               | 先進自治体の取組事例等を参考にしながら、基本計画を策定し、それに基づき固定資産台帳の整備や財務会計等のシステム構築などを行い、公営企業会計へ移行する。   |                       |                       |             |          |
| 年度別計画              | 平成 28 年度  | 平成 29 年度              | 平成 30 年度              | 平成 31 年度    | 平成 32 年度 |
|                    | ・基本計画策定   | ・固定資産台帳の整備<br>・システム構築 | ・固定資産台帳の整備<br>・システム構築 | ・公営企業会計への移行 | —        |



#### (4) 公共施設の計画的・効率的なマネジメント

|  |  |     |      |
|--|--|-----|------|
| 1 計画的な公共施設等の改修改築・統廃合・長寿命化等の推進（公共施設等総合管理計画の推進）（①-ア、イ・②） |  | 担当課 | 関係各課 |
| 現状・課題  | <p>本市の公共施設等の多くは整備後30年以上が経過し、近い将来には更新が集中する時期が訪れると見込まれており、厳しい財政状況の中で、更新に要する財源の確保が課題となっている。また、今後は少子高齢化による人口構成の変化などに伴う公共施設等の利用需要の変化が見込まれるため、公共施設等の在り方について総合的に検討することが求められている。</p> <p>そのため、公共施設等の改修改築・統廃合・長寿命化などの計画的な実施と、それに伴う財政負担の軽減・平準化に向けて、固定資産台帳も利用しながら、適正な「アセットマネジメント(資産管理)」を推進していく必要がある。</p> |     |      |

##### ①-ア 市役所新庁舎（新庁舎建設推進室）

|         |  |  |                            |                              |        |
|---------|--|--|----------------------------|------------------------------|--------|
| 目 標     | 市民の安全・安心を守るための中枢拠点として、平成30年1月の開庁に向けて建設工事を着実に推進する。  |  |                            |                              |        |
| 取 組 内 容 | 平成30年1月に市役所新庁舎を開庁し、平成31年度までに第2期工事（現本庁舎解体工事及び低層棟・外構工事）を完了させる。<br>なお、第2期工事に向けた検討に当たっては、第三庁舎や観光プラザ（第五庁舎）等公共施設の統廃合についても検討する。 |  |                            |                              |        |
| 年度別計画   | 平成28年度   | 平成29年度                                       | 平成30年度                     | 平成31年度                       | 平成32年度 |
|         | ・新庁舎建設工事（第1期工事）<br>・第2期工事に向けた検討  | ・新庁舎建設工事（第1期工事）<br>・第2期工事に向けた検討<br>・新庁舎完成、開庁 | ・現本庁舎解体工事及び低層棟・外構工事（第2期工事） | ・低層棟・外構工事（第2期工事）<br>・第2期工事完了 | —      |

##### ①-イ その他の公共建築物（企画課、施設営繕課、各施設所管課）

|         |   |        |        |        |                   |
|---------|---|--------|--------|--------|-------------------|
| 目 標     | 公共建築物の改修改築・統廃合・長寿命化などの計画的な実施により、それに伴う財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共建築物の適正な配置と総量の適正化を図る。                                |        |        |        |                   |
| 取 組 内 容 | 公共施設等総合管理計画（計画期間：平成28年度～平成57年度）に基づき、公民館、学校施設等の公共建築物の計画的な改修改築・統廃合・長寿命化などを推進する。また、平成32年度までに公共建築物に係る個別施設計画を策定する。 |        |        |        |                   |
| 年度別計画   | 平成28年度  | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度            |
|         | ・推進   | ・推進    | ・推進    | ・推進    | ・推進<br>・個別施設計画の策定 |

##### ② インフラ資産（道路、橋りょう、下水道等）（道路課、下水道課）

|         |   |        |        |        |                   |
|---------|---|--------|--------|--------|-------------------|
| 目 標     | 道路や橋りょう、下水道等のインフラ資産について、計画的な維持管理、改修等を進め、長寿命化を図る。                                  |        |        |        |                   |
| 取 組 内 容 | 公共施設等総合管理計画に基づき、インフラ資産の長寿命化に向けて、計画的に維持管理、改修等を進める。また、平成32年度までに各インフラ資産の個別施設計画を策定する。 |        |        |        |                   |
| 年度別計画   | 平成28年度  | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度            |
|         | ・推進   | ・推進    | ・推進    | ・推進    | ・推進<br>・個別施設計画の策定 |

| 2 国有地等の有効活用 |   | 担当課             | 企画課             |                 |
|-------------|---|-----------------|-----------------|-----------------|
| 現状・課題       | 公共施設の再配置に当たっては、財政上の理由から用地の確保が課題となっているため、市内に点在する未利用国有地等の有効活用を検討する必要がある。  |                 |                 |                 |
| 目 標         | 無償譲渡・貸付けや減額貸付けを受けるなど、国有地の有効活用を図ることにより、公共施設の計画的・効率的な再配置を行う。  |                 |                 |                 |
| 取 組 内 容     | 国との連携を密に図り、未利用の国有地の無償譲渡・貸付けや減額貸付けを要望するとともに、未利用国有地に関する情報が提供された際には、公共施設用地としての活用について検討する。また、定期借地権を利用した国有地の活用についても積極的に検討し、戦略的・効率的な公共施設の再配置に努める。 |                 |                 |                 |
| 年度別計画       | 平成 28 年度<br>・検討   | 平成 29 年度<br>・検討 | 平成 30 年度<br>・検討 | 平成 31 年度<br>・検討 |
|             |   |                 | 平成 32 年度<br>・検討 |                 |

## (5) 大型事業の計画的な推進

| 1 大型事業の計画的な推進 |  | 担当課             | 企画課             |
|---------------|--|-----------------|-----------------|
| 現状・課題         | 厳しい財政状況が続く中、財政運営への影響が大きい大型事業については、先送りやスローダウンを検討することも必要である。<br>一方で、将来にわたり税収の伸びるまちづくりに取り組むためには、特定年度に大きな負担が生じる大型事業であっても、必要なものについては推進していかねばならない。 |                 |                 |
| 目 標           | 一時的に大きな財政負担を伴う大型事業であっても、将来にわたり税収の伸びるまちづくりに寄与するものについては、積極的に推進する。  |                 |                 |
| 取 組 内 容       | 市の財政へ与える影響の大きい大型事業について、財政の現状と将来の見通しを念頭に置いた上で、慎重な選択を行い、必要と判断したものについては、計画的に推進していく。   |                 |                 |
| 年度別計画         | 平成 28 年度<br>・推進  | 平成 29 年度<br>・推進 | 平成 30 年度<br>・推進 |
|               |  |                 | 平成 31 年度<br>・推進 |
|               |  |                 | 平成 32 年度<br>・推進 |

| 2 借地の買取り |   | 担当課                  | 財政課                  |
|----------|---|----------------------|----------------------|
| 現状・課題    | 約 31 万 m <sup>2</sup> の借地を有する本市においては、今後、相続等に伴う借地の買取り要望が寄せられることが予想されるなど、財政上の大きな懸案となっている。 |                      |                      |
| 目 標      | 将来的な財政負担の軽減を図るため、公共施設の適正な配置等を考慮しながら、それぞれの状況に応じて検討し、必要な借地の取得を行う。                         |                      |                      |
| 取 組 内 容  | 公共施設用地の借地について、相続等により地権者から買取り要望が発生した際に、それぞれの状況に応じて検討し、買取りを進める。                           |                      |                      |
| 年度別計画    | 平成 28 年度<br>・買取り(随時)  | 平成 29 年度<br>・買取り(随時) | 平成 30 年度<br>・買取り(随時) |
|          |   |                      | 平成 31 年度<br>・買取り(随時) |
|          |   |                      | 平成 32 年度<br>・買取り(随時) |

## (6) 情報化・業務効率化の推進

| 1 情報システムの最適化 |   | 担当課 | 市政情報課 |
|--------------|---|-----|-------|
| 現状・課題        | 今後も厳しい財政状況が続くと予想される中、情報システムを活用した新たな行政サービスの提供が求められている。そのため、情報システムの整備や運用に係る経費を節減しつつ、最大限に活用し、業務の一層の効率化を図るとともに、手続の簡素化などの市民サービスの更なる向上が必要である。 |     |       |
| 目 標          | 整備・運用経費の節減や事務の効率化を図るとともに、手続の簡素化などの市民サービスの向上を図る。   |     |       |

|       |  |                                  |                   |                   |  |
|-------|--|----------------------------------|-------------------|-------------------|--|
| 取組内容  | 個別システム等の更新時に合わせて既存システムの構造、データ連携の在り方、運用方法の形態などを総合的に見直し、全庁的な視点から最適化を検討する。また、システムについては、パッケージソフトの活用や、各種行政サービスの連携・統合を図るための標準技術仕様である地域情報プラットフォームに準拠した製品の導入を原則とし、将来的な運用コストの削減を図る。 |                                  |                   |                   |  |
| 年度別計画 | 平成28年度<br>・情報システム管理台帳の整備   | 平成29年度<br>・新庁舎建設に伴うサーバ室管理システムの更新 | 平成30年度<br>・検討、見直し | 平成31年度<br>・検討、見直し | 平成32年度<br>・住民情報システムの更新<br>・地理情報システムの更新 |

| 2 行政手続のオンライン化の推進 |   |                  | 担当課              | 市政情報課            |                  |
|------------------|---|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 現状・課題            | 本市では、公共施設の予約や電子申請、電子入札などのサービスを提供しているが、今後も、オンラインサービスを提供する手続の拡大等を進め、市民の利便性の向上を図る必要がある。  |                  |                  |                  |                  |
| 目標               | 各種行政手続のオンライン化を推進し、市民の利便性の更なる向上を図る。  |                  |                  |                  |                  |
| 取組内容             | オンラインサービスを提供する手続の拡大を図るとともに、申請時の添付書類の省略など利用者に対するインセンティブの付与等について検討し、市民の利用促進を図る。また、施設使用料等の支払の利便性を高めるため、電子収納の導入について検討する。<br>あわせて、デジタルデバйд(情報格差)を解消するため、情報端末を保有しない市民もオンラインサービスの利用が可能となるよう公共施設への情報端末機の設置について検討する。 |                  |                  |                  |                  |
| 年度別計画            | 平成28年度<br>・推進、検討  | 平成29年度<br>・推進、検討 | 平成30年度<br>・推進、検討 | 平成31年度<br>・推進、検討 | 平成32年度<br>・推進、検討 |

| 3 情報セキュリティ対策の強化                 |  |                  | 担当課              | 関係各課             |                  |
|---------------------------------|--|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 現状・課題                           | 情報セキュリティ対策は、多岐にわたり実施しているが、日々進化するセキュリティに対する脅威に対応するため、あらゆる方向から対策を強化していく必要がある。特に、社会保障・税番号(マイナンバー)制度の開始に伴い、これまで以上に強固な情報セキュリティ対策が求められる。   |                  |                  |                  |                  |
| <b>① ネットワークのセキュリティ強化（市政情報課）</b> |  |                  |                  |                  |                  |
| 目標                              | 市の情報資産を守るため、外部からのサイバー攻撃や内部からの個人情報の流出防止への対策を講じ、ネットワークの強靱化を図る。   |                  |                  |                  |                  |
| 取組内容                            | 外部からのサイバー攻撃に対応するため、攻撃を認知しシステムの不正操作を防止する仕組みを構築するとともに、内部からの情報の流出を防止するため、業務システムとインターネットの切り分けを行うなど、情報セキュリティ対策を強化する。  |                  |                  |                  |                  |
| 年度別計画                           | 平成28年度<br>・検討、実施   | 平成29年度<br>・検討、実施 | 平成30年度<br>・検討、実施 | 平成31年度<br>・検討、実施 | 平成32年度<br>・検討、実施 |
| <b>② 職員の情報リテラシーの向上（市政情報課）</b>   |  |                  |                  |                  |                  |
| 目標                              | 職員のセキュリティ意識の向上を図るとともに、事故が発生した場合の迅速かつ適切な対応体制を整備し、庁内への浸透を図る。   |                  |                  |                  |                  |
| 取組内容                            | 事故の未然防止や迅速な事後対応ができるよう、e-ラーニング等による職員研修や情報セキュリティ内部監査の実施のほか、セキュリティポリシーの見直し、同ポリシーに基づく実施手順の整備等を行うとともに、CSIRT(セキュリティリスクの監視や事故が発生した場合の原因解析、影響範囲の調査を一元的に行う組織のこと。)を中心とした情報セキュリティ事案への対応体制の整備・周知などを通じて情報セキュリティ対策を強化する。 |                  |                  |                  |                  |

| 年度別計画 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
|       | ・検討・実施   | ・検討・実施   | ・検討・実施   | ・検討・実施   | ・検討・実施   |

### ③ 新たな認証システムの導入（市政情報課）

| 目 標     | ICカードや生体認証などによる新たな認証方式を追加導入し、既存のID・パスワードによる認証と併せた本人認証の機能強化を図る。  |                      |          |          |          |
|---------|---|----------------------|----------|----------|----------|
| 取 組 内 容 | 個人番号を含めた個人情報の漏えいを防止するため、個人番号や機微情報を取り扱う住民情報システムなどの基幹系システムに対して、優先して新たな認証方式を導入するとともに、業務系システムへの新たな認証方式の導入を検討し、全庁的なセキュリティの強化を図る。<br>なお、平成 30 年 1 月に開庁予定の市役所新庁舎においては、入退室管理システムを導入する予定であることから、同システムとの連携についても検討を行う。 |                      |          |          |          |
| 年度別計画   | 平成 28 年度  | 平成 29 年度             | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|         | ・基幹系システムに新たな認証方式を導入   | ・推進、検討<br>(市役所新庁舎開庁) | ・推進、検討   | ・推進、検討   | ・推進、検討   |

| 4 行政事務のペーパーレス化 |  |          | 担当課      | 総務課、市政情報課 |          |
|----------------|--|----------|----------|-----------|----------|
| 現状・課題          | 事務の効率化や紙の使用量の削減等を推進するため、電子会議や電子決裁の導入など、行政内部事務のペーパーレス化に取り組んでいく必要がある。また、導入に当たっては、先進自治体の取組状況等を参考にしながら、情報セキュリティ対策や費用対効果等について十分な検証が必要である。   |          |          |           |          |
| 目 標            | 行政内部事務のペーパーレス化を推進し、行政事務の一層の効率化・合理化を図る。   |          |          |           |          |
| 取 組 内 容        | 会議のペーパーレス化を図るため、タブレット端末等の利活用について先進自治体の取組状況やセキュリティ対策等について調査研究を進める。また、平成 30 年 1 月に予定されている市役所新庁舎の開庁後は、庁議室に常設されるプロジェクター等の設備を積極的に活用し、庁内の会議等において紙資料の削減に努める。<br>さらに、文書事務の電子化を進めるため、電子決裁について事案に応じた処理の適否を検討し、導入可能なものについて実施する。 |          |          |           |          |
| 年度別計画          | 平成 28 年度   | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度  | 平成 32 年度 |
|                | ・検討、実施   | ・検討、実施   | ・検討、実施   | ・検討、実施    | ・検討、実施   |

| 5 庶務業務等の効率化 |   |                   | 担当課      | 人事課、市政情報課、財政課 |                      |
|-------------|---|-------------------|----------|---------------|----------------------|
| 現状・課題       | 給与・旅費の計算（特に臨時職員に関する業務）、財務会計、人事管理事務（出勤状況報告、超過勤務時間集計など）等の庶務業務については、各課においてそれぞれ行っている。こうした庶務業務を効率的に執行するため、システム等を活用した業務の集約化や、集約化した業務の民間委託化等について検討を行う必要がある。      |                   |          |               |                      |
| 目 標         | 庶務業務の効率化を図り、人件費等の経費節減及び効率的な職員配置を行う。   |                   |          |               |                      |
| 取 組 内 容     | システム等を活用した業務一元化や定型的業務の民間委託化等について、先進自治体の調査研究を進めるとともに、庶務業務の効率的な執行体制について検討を行う。<br>また、出退勤管理について、平成 30 年 1 月に開庁予定の市役所新庁舎に導入する予定の入退室管理システムと連携を図るなど、システム化の検討を行う。 |                   |          |               |                      |
| 年度別計画       | 平成 28 年度  | 平成 29 年度          | 平成 30 年度 | 平成 31 年度      | 平成 32 年度             |
|             | ・検討   | ・検討<br>(市役所新庁舎開庁) | ・検討      | ・検討           | ・検討<br>・財務会計システムの入替え |

| 6 広域連携の推進 |   | 担当課      | 企画課      |          |          |
|-----------|---|----------|----------|----------|----------|
| 現状・課題     | 市民の日常生活圏の拡大や複雑・多様化する行政課題に効率的・効果的に対応していくためには、広域連携の一層の強化・充実が求められており、行政区域を越えた共通の課題や市単独で実施するよりも効率的・効果的な処理が可能となる課題に対しては、近隣自治体との更なる連携を図ることが必要である。 |          |          |          |          |
| 目標        | 近隣自治体との更なる連携を図ることにより、効率的・効果的な行政運営を推進する。   |          |          |          |          |
| 取組内容      | 引き続き朝霞地区一部事務組合や志木地区衛生組合による広域行政を進めるとともに、新たな広域的な行政課題については近隣自治体との連携による処理を検討していく。また、東京都に隣接する本市の地理的条件や市民の生活圏などを踏まえ、都県を越えた広域的な連携についても検討していく。      |          |          |          |          |
| 年度別計画     | 平成 28 年度  | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|           | ・推進   | ・推進      | ・推進      | ・推進      | ・推進      |

## (7) 市民満足度の高いサービスの提供

| 1 窓口サービスの利便性向上 |  | 担当課                  | 企画課      |          |          |
|----------------|--|----------------------|----------|----------|----------|
| 現状・課題          | 現在、各種証明書の取得に当たり、担当する複数の課の窓口を回る必要があるため、一括して取得できるような窓口の設置など、市民の利便性向上に向けた対応を図る必要がある。一方、レイアウトの大きな変更を伴うものは、スペースの確保、人員配置等の課題があり、現時点では導入することは難しい状況であるが、平成 30 年 1 月に予定されている市役所新庁舎の開庁は、こうした課題の解決が図られる好機であるため、窓口サービスの利便性の向上に向けて検討を行う必要がある。 |                      |          |          |          |
| 目標             | 市民にとって分かりやすく利用しやすい窓口サービスを提供できる体制の整備を図る。  |                      |          |          |          |
| 取組内容           | 平成 30 年 1 月に予定されている市役所新庁舎の開庁に合わせて、窓口サービスの利便性向上を図るため、証明書発行窓口の設置や必要な設備（番号発券機、呼出番号表示モニター、タッチ操作パネル等）、サイン計画など、先進自治体の事例等を参考にしながら検討を行う。また、市役所新庁舎の開庁後も状況に応じて随時検討を行う。   |                      |          |          |          |
| 年度別計画          | 平成 28 年度   | 平成 29 年度             | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|                | ・検討  | ・実施、検討<br>(市役所新庁舎開庁) | ・検討      | ・検討      | ・検討      |

| 2 証明書自動発行サービスの充実（コンビニ交付の導入） |   | 担当課      | 市政情報課、市民税課、市民課 |          |          |
|-----------------------------|---|----------|----------------|----------|----------|
| 現状・課題                       | 本市では、平成 24 年 7 月から市役所本庁舎及び東北出張所に住民基本台帳カードによる住民票の写し及び印鑑登録証明書の発行を行う自動交付機を設置しているが、平成 28 年 9 月に賃貸借期間が終了する。<br>そこで、平成 28 年 10 月からは、社会保障・税番号（マイナンバー）制度の個人番号カードを利用したコンビニ交付サービスを導入し、住民票の写し及び印鑑登録証明書に加え、課税・非課税証明書、所得証明書の発行を行うこととしているため、同サービスの円滑な導入に努める必要がある。 |          |                |          |          |
| 目標                          | 平成 28 年 10 月からコンビニ交付サービスを導入し、市民の利便性向上を図る。   |          |                |          |          |
| 取組内容                        | 全国の主要なコンビニエンスストアのキオスク端末（マルチコピー機）において、個人番号カードを利用した証明書等の自動発行サービスを導入する。また、発行可能な証明書等の拡充について随時検討を行う。   |          |                |          |          |
| 年度別計画                       | 平成 28 年度  | 平成 29 年度 | 平成 30 年度       | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|                             | ・コンビニ交付導入   | ・検討      | ・検討            | ・検討      | ・検討      |

| 3 社会保障・税番号（マイナンバー）制度の活用（①・②）      |   | 担当課      | 関係各課     |          |          |
|-----------------------------------|---|----------|----------|----------|----------|
| 現状・課題                             | 社会保障・税番号（マイナンバー）制度を推進する中で、更なる業務の効率化や市民の利便性の向上を図るため、個人番号を独自に利用する事務の拡充や個人番号カードの独自利用領域を活用したサービスの導入に向けた検討を行い、個人番号の効果的な活用を図る必要がある。 |          |          |          |          |
| <b>① 個人番号の活用（企画課）</b>             |   |          |          |          |          |
| 目 標                               | 個人番号を活用することにより、業務の効率化や市民の利便性の向上を目指す。  |          |          |          |          |
| 取 組 内 容                           | 個人番号を独自に利用する事務の拡充に向けて、マイナンバー制度に対する市民の理解の状況や個人番号利用事務の運用状況等を考慮しながら検討を行う。  |          |          |          |          |
| 年度別計画                             | 平成 28 年度  | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|                                   | ・検討   | ・検討      | ・検討      | ・検討      | ・検討      |
| <b>② 個人番号カードの多目的利用（市政情報課、企画課）</b> |   |          |          |          |          |
| 目 標                               | 市民の利便性向上を図るため、個人番号カードの独自利用領域を活用したサービスの導入に向けて検討する。   |          |          |          |          |
| 取 組 内 容                           | 市民の利便性向上や業務の効率化を図るため、個人番号カードの独自利用領域の多目的利用（印鑑登録証、図書館利用者カード、職員証など）について、先進自治体の事例等を踏まえながら検討を行う。                                   |          |          |          |          |
| 年度別計画                             | 平成 28 年度  | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|                                   | ・検討   | ・検討      | ・検討      | ・検討      | ・検討      |

| 4 出張所機能の充実 |   | 担当課      | 市民課      |          |          |
|------------|---|----------|----------|----------|----------|
| 現状・課題      | 出張所では、戸籍及び住民基本台帳に基づく諸証明書の交付、印鑑登録証明書及び課税証明書等税関係証明書の交付、市税等の収納、各種届出書及び申請書等の交付などを行っているが、市民からは、出張所における更なるサービスの拡大が望まれており、限られた人員、スペースといった課題がある中で、より一層機能の充実を図っていく必要がある。 |          |          |          |          |
| 目 標        | 出張所での取扱いが可能な業務は積極的な導入に努め、市民の利便性の向上を図る。  |          |          |          |          |
| 取 組 内 容    | 近隣自治体における出張所機能の研究を進めるとともに、市民の要望、職員の配置、施設の規模等を考慮しながら、機能の充実について検討を行う。   |          |          |          |          |
| 年度別計画      | 平成 28 年度  | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|            | ・検討   | ・検討      | ・検討      | ・検討      | ・検討      |

## (8) 民間活力の活用

| 1 指定管理者制度の導入（①～④） |   | 担当課 | 関係各課 |  |  |
|-------------------|---|-----|------|--|--|
| 現状・課題             | 公の施設への指定管理者制度の導入については、職員の処遇等様々な課題があるため、これまで導入を見送ってきた施設もあるが、厳しい財政状況の中で、民間のノウハウの活用による更なる市民サービスの向上や施設管理経費の縮減を図る観点から導入可能な場合は、積極的に推進する必要がある。 |     |      |  |  |

|   |   |           |           |           |           |
|---|---|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 目 標                                     | 指定管理者制度の導入が可能な施設については、積極的に推進し、施設管理経費の縮減や、民間のノウハウをいかしたサービスの向上を図る。  |           |           |           |           |
| 取 組 内 容                                 | 指定管理者制度導入のメリット・デメリットの比較検討を始め、社会経済情勢の変化等を踏まえながら課題整理や効果の検証等を随時行い、施設の設置目的を効率的・効果的に達成することができる施設については、指定管理者制度の移行を推進する。 |           |           |           |           |
| <b>① 有料自転車駐車場（市民安全課）</b>                |   |           |           |           |           |
| 年度別計画                                   | 平成 28 年度  | 平成 29 年度  | 平成 30 年度  | 平成 31 年度  | 平成 32 年度  |
|   | ・検討、方針の明確化  | ・方針に基づき推進 | ・方針に基づき推進 | ・方針に基づき推進 | ・方針に基づき推進 |
| <b>② 公民館・コミュニティセンター（中央公民館）</b>          |   |           |           |           |           |
| 年度別計画                                   | 平成 28 年度  | 平成 29 年度  | 平成 30 年度  | 平成 31 年度  | 平成 32 年度  |
|   | ・検討、方針の明確化  | ・方針に基づき推進 | ・方針に基づき推進 | ・方針に基づき推進 | ・方針に基づき推進 |
| <b>③ 中央図書館・視聴覚ライブラリー・福祉の里図書館（中央図書館）</b> |   |           |           |           |           |
| 年度別計画                                   | 平成 28 年度  | 平成 29 年度  | 平成 30 年度  | 平成 31 年度  | 平成 32 年度  |
|   | ・検討、方針の明確化  | ・方針に基づき推進 | ・方針に基づき推進 | ・方針に基づき推進 | ・方針に基づき推進 |
| <b>④ ふるさと新座館（ふるさと新座館）</b>               |   |           |           |           |           |
| 年度別計画                                   | 平成 28 年度  | 平成 29 年度  | 平成 30 年度  | 平成 31 年度  | 平成 32 年度  |
|   | ・検討、方針の明確化  | ・方針に基づき推進 | ・方針に基づき推進 | ・方針に基づき推進 | ・方針に基づき推進 |

|                         |   |          |          |          |          |
|-------------------------|---|----------|----------|----------|----------|
| <b>2 民間委託等の推進（①～⑥）</b>  |   |          | 担当課      | 関係各課     |          |
| 現状・課題                   | 事務の効率化、経費の節減等を図るため、市の業務の民間委託化を検討・推進する必要がある。                                       |          |          |          |          |
| <b>① 電話交換業務（管財契約課）</b>  |   |          |          |          |          |
| 目 標                     | 平成 29 年度から電話交換業務の民間委託化を行う。  |          |          |          |          |
| 取 組 内 容                 | 電話交換業務に要する最適な人数、勤務時間等について検証し、委託化を進める。   |          |          |          |          |
| 年度別計画                   | 平成 28 年度  | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|                         | ・検討   | ・委託      | —        | —        | —        |
| <b>② 広報紙配布業務（市政情報課）</b> |   |          |          |          |          |
| 目 標                     | 平成 28 年度から広報紙配布業務の民間委託化を行う。   |          |          |          |          |
| 取 組 内 容                 | 広報にいざの配布業務について、平成 28 年 5 月号から委託化を行う。  |          |          |          |          |
| 年度別計画                   | 平成 28 年度  | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|                         | ・委託   | —        | —        | —        | —        |
| <b>③ 観光事業（観光推進課）</b>    |   |          |          |          |          |
| 目 標                     | 民間活力を効果的に活用することにより、市民や市内事業者等が主体となった地域活性化を図るとともに、限られた人員と財源の中で、観光都市づくりの取組の拡大・発展を図る。 |          |          |          |          |

|       |  |                       |                       |                       |                       |
|-------|--|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 取組内容  | <p>特産品づくりや新座版グリーンツーリズムの推進等の各事業において、民間委託等の手法を検討する。</p> <p>特に、市が進めるシイタケの里づくりやみかん園の運営、ワイナリーの整備等において、その担い手として障がい者や高齢者にも協力いただく中でユニバーサル農業の推進体制を構築する。</p> |                       |                       |                       |                       |
| 年度別計画 | 平成 28 年度   | 平成 29 年度              | 平成 30 年度              | 平成 31 年度              | 平成 32 年度              |
|       | ・検討<br>・ユニバーサル農業の体制構築  | ・検討<br>・ユニバーサル農業の試行実施 | ・検討<br>・ユニバーサル農業の試行実施 | ・検討<br>・ユニバーサル農業の試行実施 | ・検討<br>・ユニバーサル農業の試行実施 |

#### ④ 図書館分館運營業務（中央図書館）

|       |  |          |          |          |          |
|-------|--|----------|----------|----------|----------|
| 目 標   | 平成 28 年度から 2 館の委託化を実施する。   |          |          |          |          |
| 取組内容  | <p>特に利用が多い栗原公民館図書室及び西堀・新堀コミュニティセンター図書室について、平成 28 年度から委託化を実施する。そのほかの 3 館（中央公民館図書室、大和田公民館図書室及び新座団地図書室）についても委託化に向けた検討を行う。</p> |          |          |          |          |
| 年度別計画 | 平成 28 年度   | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|       | ・新規委託 2 館（栗原公民館図書室、西堀・新堀コミュニティセンター図書室）   | ・検討      | ・検討      | ・検討      | ・検討      |

#### ⑤ 学校給食調理業務（学務課）

|       |  |          |                  |          |           |
|-------|--|----------|------------------|----------|-----------|
| 目 標   | 平成 39 年までに、小中学校全 23 校の学校給食調理業務の民間委託を完了することを目指し、平成 32 年までには 2 校の委託を実施する。                  |          |                  |          |           |
| 取組内容  | <p>新たに新堀小学校の委託を進めるとともに、委託が決定していない小学校 5 校については、給食室の設備等の状況や給食調理員の退職等を踏まえ、委託年度について検討する。</p> |          |                  |          |           |
| 年度別計画 | 平成 28 年度   | 平成 29 年度 | 平成 30 年度         | 平成 31 年度 | 平成 32 年度  |
|       | ・検討  | ・検討      | ・新規委託 1 校（新堀小学校） | ・検討      | ・新規委託 1 校 |

#### ⑥ その他（関係各課）

|       |   |           |           |           |           |
|-------|---|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 目 標   | 市業務の民間委託化の検討を行い、委託可能な場合は推進する。   |           |           |           |           |
| 取組内容  | <p>現在委託化を行っていない業務について、委託化の検討を行い、可能な場合は推進する。</p> <p>【委託化が想定される主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市税収納処理業務（納税課）<br/>（市税等の収納済通知書の日計処理や口座振替データの受渡し等）</li> <li>・要介護認定事務等介護保険業務（介護保険課）<br/>（認定申請書の受理、主治医意見書の依頼、認定審査会資料の作成等）</li> <li>・水道料金徴収業務（水道業務課）<br/>（水道料金の調定や収納、滞納整理等）</li> <li>・下水道施設維持管理等業務（下水道課）<br/>（下水道の管渠、マンホール等の保守点検、下水道台帳の作成・管理等）</li> </ul> |           |           |           |           |
| 年度別計画 | 平成 28 年度  | 平成 29 年度  | 平成 30 年度  | 平成 31 年度  | 平成 32 年度  |
|       | ・検討、方針の明確化  | ・方針に基づき推進 | ・方針に基づき推進 | ・方針に基づき推進 | ・方針に基づき推進 |



| 3 新たな民間活力導入手法の検討 |  | 担当課      | 企画課      |          |          |
|------------------|--|----------|----------|----------|----------|
| 現状・課題            | サービス水準の向上や財政負担の軽減を図るため、新たな民間活力の導入手法等について検討する必要がある。 |          |          |          |          |
| 目 標              | 新たな民間活力の導入により、サービス水準の向上や財政負担の軽減を図る。                |          |          |          |          |
| 取 組 内 容          | PFI等新たな民間活力の導入手法等について調査研究を行い、活用が可能な場合は推進を図る。       |          |          |          |          |
| 年度別計画            | 平成 28 年度   | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|                  | ・検討  | ・検討      | ・検討      | ・検討      | ・検討      |